



山田町公共施設等総合管理計画 改訂版

(明神崎)

令和4年3月改訂

山 田 町

目 次

はじめに	1
1. 計画の背景と目的	1
2. 計画の位置づけについて	1
3. 計画の対象範囲について	2
(1) 計画対象範囲	2
(2) 公共施設の単位	2
(3) 作成にあたっての情報収集方法	2
4. 計画期間について	2
第1章 人口等の現況と将来の見通し	3
1. 山田町の概要	3
2. 人口の推移と今後の見通し	4
(1) 人口の推移	4
(2) 年齢3階層の人口の推移	4
(3) 将来人口の推計	5
3. 歳入歳出の推移と財源の見込み	6
(1) 歳入の状況（一般会計）	6
(2) 歳出の状況（一般会計）	7
(3) 財政指標の状況	8
第2章 公共施設等の現状	11
1. 公共施設等の現状	11
(1) 公共施設（建物）の保有状況	11
(2) 1人あたりの公共施設の延床面積	13
2. 山田町における公共施設マネジメントの実績	16
(1) 計画策定の取組	16
(2) 施設再編の取組	16
3. 建築年別公共施設（建物）の現状	17
(1) 建築年別分布（公共施設の保有量の推移）	17
(2) 経過年数の状況	18
(3) インフラ資産の状況	21
(4) 耐震化の現況	22
第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等	23
1. 山田町における公共施設マネジメントの取組	23
(1) 長寿命化	23
(2) 施設再編	24
2. 公共施設等の維持管理・更新等に係る費用算定	24
(1) 公共施設（建物）の建替え費用（従来型及び長寿命化型）の算定	24
(2) 公共施設（建物）の大規模改修費用（従来型）の算定方法	26
(3) 公共施設（建物）の大規模改造費用（長寿命化型）の算定方法	28
(4) 公共施設（建物）の長寿命化改修費用（長寿命化型）の算定方法	29
(5) インフラ資産の更新費用の算定方法	30
3. 公共施設等に対する投資的経費の見通し及び中長期的な経費の見込み	32
(1) 公共施設等の維持管理・更新費用として充当可能な金額	32
(2) 公共施設（建物）の中長期的な経費の見込み	33
(3) インフラ資産の中長期的な経費の見込み	33
(4) 公共施設等の中長期的な経費の見込み	35
(5) 対策による費用縮減効果と今後の目標	36
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	37
1. 公共施設等の管理に係る課題	37
(1) 公共施設の大規模改修並びに建替え等	37
(2) 人口減少・少子高齢化社会	37
(3) 厳しさを増す財政状況	37

2. 公共施設等の管理に係る基本方針	38
3. 具体的な取組方策	40
(1) 点検・診断等の実施方針	40
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	41
(3) 安全確保の実施方針	41
(4) 耐震化の実施方針	42
(5) 長寿命化の実施方針	42
(6) 複合化、集約化又は廃止の推進方針	43
(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための推進体制	43
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	45
1. 公共施設の管理に関する基本的な方針について	45
(1) 行政施設	45
(2) 町民文化系施設	45
(3) 社会教育系施設	46
(4) スポーツ・レクリエーション施設	46
(5) 保健・福祉施設	47
(6) 学校教育系施設	47
(7) 子育て支援施設	48
(8) 産業系施設	48
(9) 公営住宅	48
(10) インフラ関連施設（建屋）	49
(11) その他の施設	49
2. インフラ資産の管理に関する基本的な方針について	50
(1) 道路	50
(2) トンネル	50
(3) 橋りょう	50
(4) 上水道施設（管路）	51
(5) 下水道施設（管路）	51
第6章 推進体制	52
1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方	52
2. フォローアップの実施方針	52

はじめに

1. 計画の背景と目的

本町はこれまで、多くの公共施設（建物）及びインフラ資産（道路、トンネル、橋りょう及び上下水道管路）を建設してきました。これらの公共施設等は、昭和 40 年代後半から平成中期に建設されたものが多く、今後一斉に更新時期を迎えます。一方で、本町の財政状況は依然として厳しい状況にあり、公共施設等の更新に伴う財政負担は可能な限り軽減しなければなりません。

また、本町の人口の減少及び少子高齢化が進行するなか、公共施設等の利用需要が変化していくことが想定されます。このような変化に対応できるよう、公共施設等の全体最適化を実施する必要があります。

上述の財政負担の軽減並びに公共施設等の全体最適化を実現するためには、本町の公共施設等の全体を把握した上で、長期的な視点に立ち、公共施設等の更新、統廃合又は長寿命化等を計画的に行わなければなりません。この目的を達成するため、平成 29 年 3 月に山田町公共施設等総合管理計画（以下、「前計画」といいます。）を策定しました。

その後、各公共施設の老朽化の状態や利用状況等を整理し、長寿命化または更新、統廃合等の対策を実施する際の考え方を明確にするとともに、講ずる対策の内容や実施時期、対策費用の概算等を施設ごとに整理し、計画的な維持管理・更新等を推進することを目的として、令和 3 年 3 月に「個別施設計画」を策定して具体的公共施設マネジメントに取り組んでいるところです。

本計画は、平成 29 年 3 月に策定された前計画について、平成 27 年度以降に建設された施設や個別施設計画等の内容を踏まえて改訂するものです。

2. 計画の位置づけについて

本計画は、前計画に基づいて策定された個別施設計画・長寿命化計画等を踏まえて、前計画を改訂するもので、今後の各種公共施設の個別管理計画における指針として、下図のように位置づけられます。

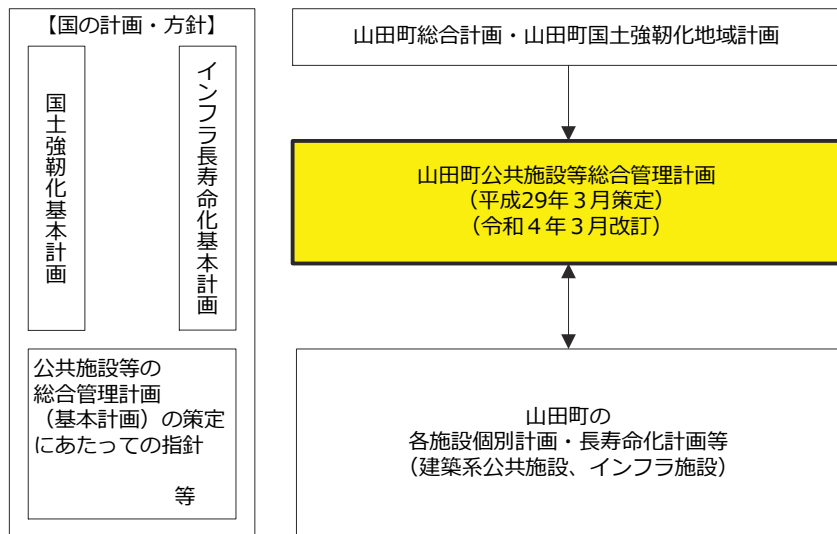


図 公共施設等総合管理計画の位置付け

3. 計画の対象範囲について

(1) 計画対象範囲

本計画の対象施設は、本町が保有する令和3年3月31日時点の公共施設（建物）及びインフラ資産です。公共施設（建物）（以下、「公共施設」といいます。）は役場庁舎、小中学校並びに地区集会場等のことをいいます。また、インフラ資産は道路、トンネル、橋りょう並びに上下水道施設・管路のことをいいます。

(2) 公共施設の単位

公共施設の分類・整理は、一つの施設では、棟別に数棟に区分される場合（例えば、山田町役場は3つの建物で構成されています）があります。

施設の集計単位は、施設ごとの棟別として、調査を行い、情報内容を整理しました。

(3) 作成にあたっての情報収集方法

『山田町固定資産台帳（令和2年度末時点）』により確認された内容（施設種類、建築年度、延床面積及び構造等）に加え、耐震状況、利用者数並びに維持管理費用等について各課へヒアリング調査を実施し、その回答結果に基づき、情報の収集整理を行いました。

4. 計画期間について

計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間です。ただし、計画期間内であっても、必要に応じて見直しを行います。

第 1 章 人口等の現況と将来の見通し

1. 山田町の概要

本町は、岩手県の沿岸部、陸中海岸のほぼ中央に位置し、東西 23.03 km、南北 18.55 km、262.81 km²の面積を有しています。北部、西部、南部には北上高地の支脈が伸びて急峻な山岳地帯を形成し、平地部は少なく、面積の大半が山林原野となっています。

山田湾と船越湾の二つの湾を擁しており、波穏やかな湾内には、養殖いかだが並び、カキやホタテ等の養殖が営まれています。さらに、典型的なリアス式海岸の沖合は親潮と黒潮が交差する世界でも有数の漁場となっており、豊かな漁業資源に恵まれています。

船越半島は、壁岩・磯・赤松など海岸性原生自然の景観に優れ学術的にも価値が高く、昭和 30 年には国立公園に指定されています。また、山田湾のほぼ中央にぽっかりと浮かぶオランダ島は、島全体が赤松などの樹木に覆われ、白砂青松の素晴らしい自然が残っています。

素晴らしい景観と資源を併せ持つ三陸には、東日本大震災津波をはじめ大きな津波が幾度も押し寄せており、甚大な被害からその都度再建する歴史を繰り返してまちが形成されてきました。

表 1.1.1 山田町の面積

町名	面積
山田町	262.81k m ² (東京 23 区の約 4 割)

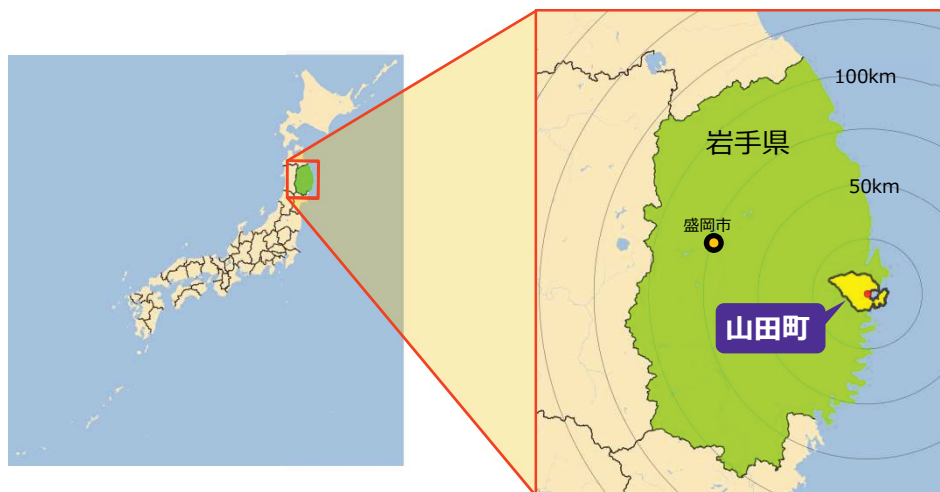


図 1.1.1 山田町位置図

2. 人口の推移と今後の見通し

(1) 人口の推移

本町では、昭和 55 年まで人口増加が続いていましたが、同年の 25,321 人をピークに減少に転じ、令和 2 年の国勢調査では 14,320 人まで減少しています。

平成 23 年の東日本大震災の影響により一時急激に人口減少が進んだものの、その後は流出傾向に歯止めがかかり、従前と同レベルの人口動向となっています。

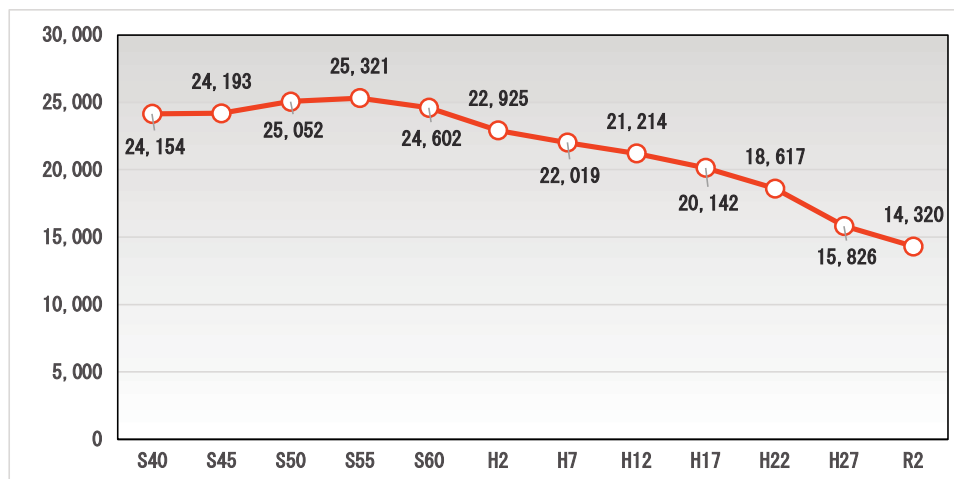


図 1.2.1 人口・世帯数の推移 出典：国勢調査

(2) 年齢3階層の人口の推移

本町では、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）の減少傾向にある一方で、老年人口（65 歳以上）は増加傾向にあります。

平成 7 年以降は老年人口が年少人口を上回るようになり、令和 2 年の高齢化率は 40.1% に達しています。

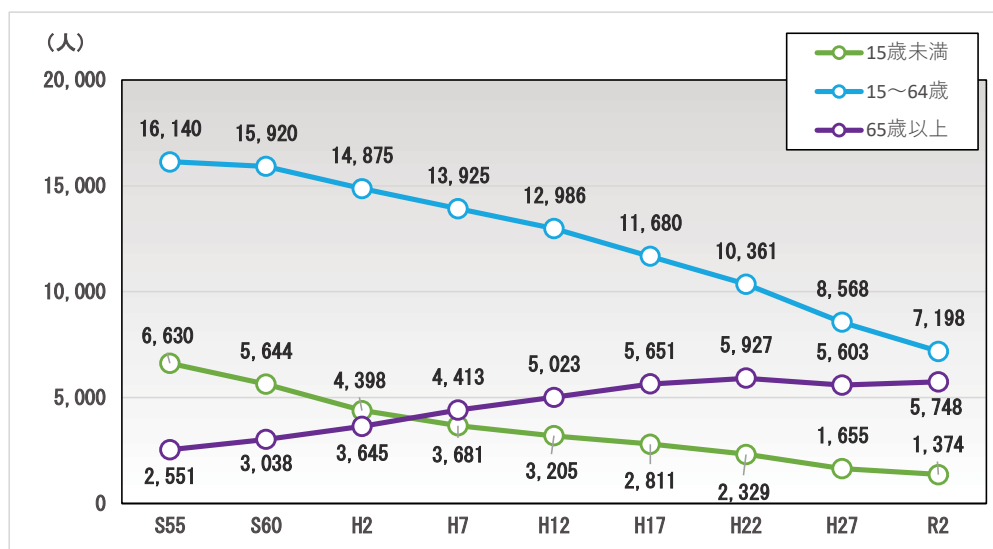


図 1.2.2 年齢3階層別人口の推移 出典：国勢調査

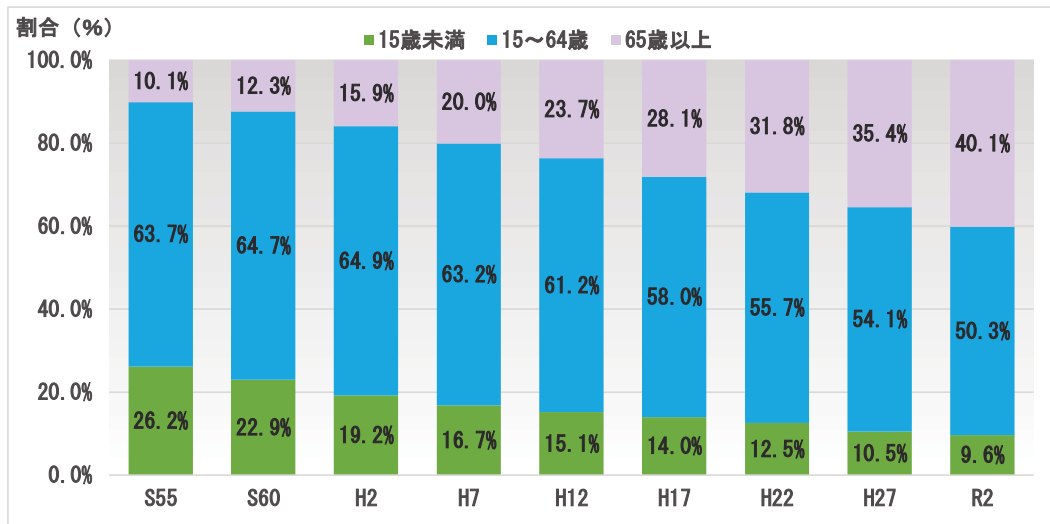


図 1.2.3 年齢3階層別人口の構成比 出典：国勢調査

(3) 将来人口の推計

本町の将来人口については、「山田町総合計画（第9次長期計画 後期基本計画） 人口ビジョン」において、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を基に推計しています。

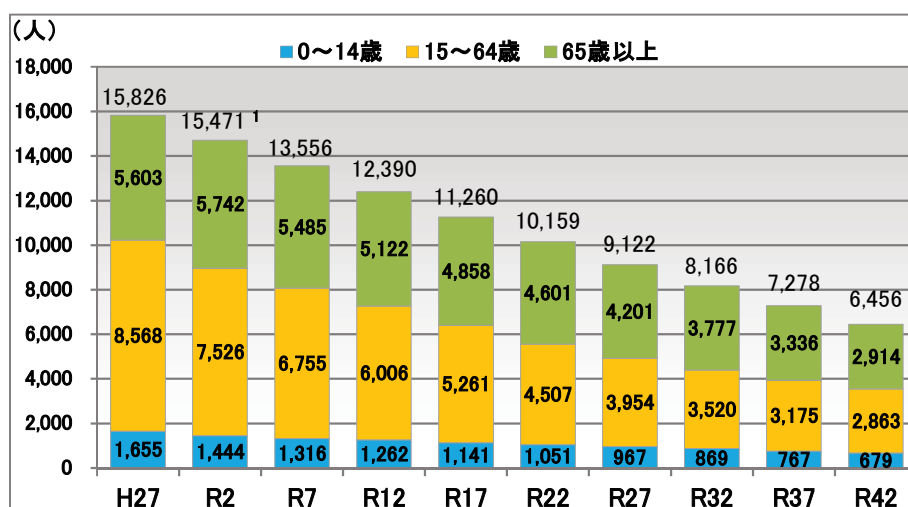
町推計の前提は次のとおりで、令和22年の総人口を10,200人程度確保することを目指します。

① 若い世代のUターンや移住の促進

町内での若者の雇用の場を確保することなどにより、Uターン人口及び新規移住者をこれまでより約3割増加させることを目指します。

② 出生率の向上

本町の現在の合計特殊出生率は約1.6程度ですが、今後、若い世代の結婚・出産・子育てを支援する地域づくりを進めることで、令和22年までに国民希望出生率である1.8まで向上させることを目指します。

図 1.2.4 将来展望人口¹ 出典：山田町人口ビジョン

¹ 人口ビジョン策定時の推計人口です。国勢調査による令和2年人口は14,320人です。

3. 歳入歳出の推移と財源の見込み

(1) 歳入の状況（一般会計）

本町の歳入は、平成 23 年度以降、東日本大震災に係る復旧・復興事業に伴う国及び県補助金の増加を主因とし、著しく増大しています。

東日本大震災に係る復旧・復興事業の進捗に伴い、歳入の規模は縮小していき、地方税が歳入に占める割合は震災前の水準に近づくことが予想されます。しかしながら、中・長期的には生産年齢人口の減少並びに高齢化の進行が予測されるため、地方税の減少が懸念されます。

平成 22 年度から令和元年度までの本町の歳入の状況について、表 1.3.1 及び図 1.3.1 に示します。

表 1.3.1 歳入の推移

(百万円)

区分	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
地方税	1,167	745	833	973	1,069	1,144	1,205	1,248	1,266	1,279	1,257
譲与税	82	74	69	66	63	65	60	60	62	74	87
交付税	3,484	7,225	7,700	7,513	7,640	10,108	5,981	6,481	6,137	3,967	3,738
国補助	863	4,568	62,651	22,780	19,139	17,413	11,543	2,561	1,638	1,878	3,251
県補助	668	7,181	7,253	4,905	4,423	1,361	1,179	1,204	965	971	1,436
地方債	1,345	372	427	459	521	706	1,613	1,560	837	1,260	1,080
その他	785	2,576	3,967	17,414	23,826	27,569	29,499	17,348	27,527	10,817	10,588
歳入計	8,394	22,742	82,900	54,112	56,680	58,365	51,080	30,462	38,432	20,246	21,437

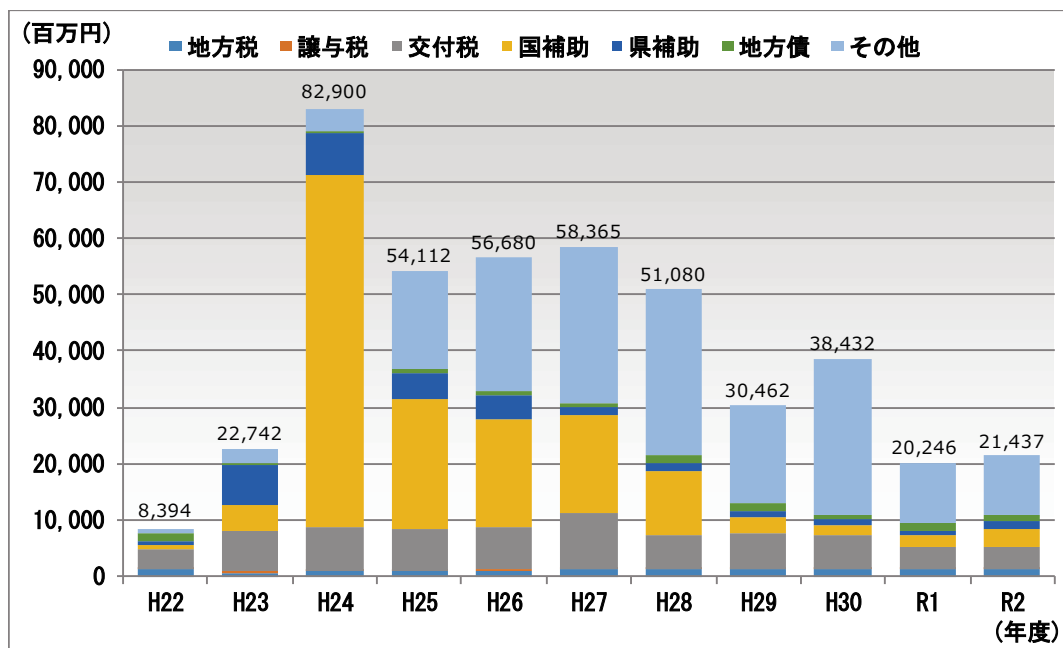


図 1.3.1 歳入の推移 出典：山田町決算統計

(2) 歳出の状況（一般会計）

本町の歳出は、平成 23 年度以降、東日本大震災に係る復旧・復興事業に伴う普通建設事業費の増加を主因とし、著しく増大しています。

扶助費は増加傾向にあり、他市町村と同様、本町においても高齢化が進行していることに起因しています。また、扶助費を含めた義務的経費は今後増加することが予想されます。

義務的経費の増加により、公共施設等の維持、更新又は新設に必要な普通建設費の財源の確保は、今後ますます難しくなるものと見込まれます。

表 1.3.2 歳出の推移

(百万円)

区分	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
人件費	1,424	1,442	1,461	1,413	1,484	1,485	1,511	1,514	1,549	1,587	1,570
物件費	861	5,109	7,842	12,705	1,962	1,160	1,143	1,091	1,199	1,276	1,588
維補費	35	47	56	20	67	86	108	101	98	160	306
扶助費	1,004	3,155	1,134	1,120	1,144	1,131	1,232	1,183	1,197	1,247	1,283
補助費	727	1,197	1,335	2,569	1,822	1,785	2,622	2,258	11,664	4,463	8,768
公債費	1,044	1,576	985	939	883	867	809	777	756	672	615
繰出金	938	924	960	1,008	1,533	2,334	1,606	1,034	1,027	1,064	1,018
普建費	838	805	1,404	12,163	18,901	21,551	22,412	15,389	15,310	6,563	2,111
その他	246	7,112	64,774	19,173	21,061	18,146	14,087	3,909	3,561	1,879	3,269
歳出計	7,118	21,366	79,951	51,110	48,857	48,545	45,530	27,256	36,361	18,911	20,528

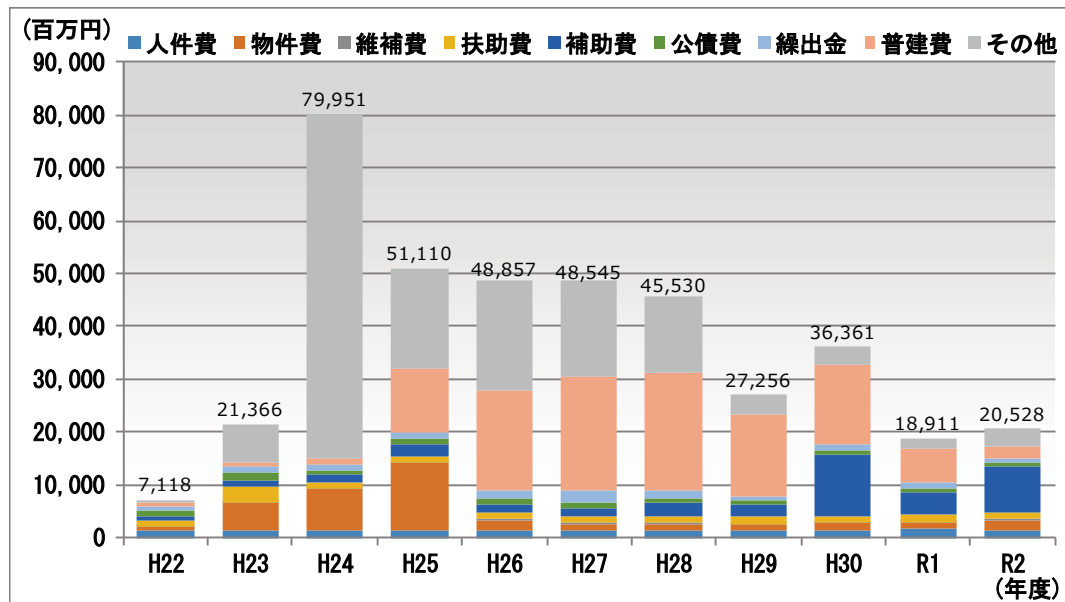


図 1.3.2 歳出の推移 出典：山田町決算統計

(3) 財政指標の状況

本町の財政指標の状況について、表 1.3.3 に財政力指数・経常収支比率・実質公債費比率・将来負担比率の推移を示します。

表 1.3.3 財政指標の推移

区分	市町村	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
財政力指数	山田町	0.28	0.27	0.26	0.25	0.26	0.26	0.27	0.28	0.30	0.31	0.32	0.33
	県市町村平均	0.35	0.33	0.32	0.32	0.32	0.33	0.34	0.35	0.35	0.36	0.37	0.37
経常収支比率	山田町	78.1	79.1	90.4	89.0	86.2	82.2	86.3	86.0	87.0	88.6	89.9	89.9
	県市町村平均	88.6	84.0	87.6	86.8	87.5	88.8	89.4	90.0	91.5	92.6	94.2	92.9
実質公債費比率	山田町	15.6	14.5	13.6	12.9	12.5	11.0	9.9	8.7	8.4	7.8	7.2	6.1
	県市町村平均	16.1	15.0	14.2	13.7	13.2	12.4	11.8	11.4	11.4	11.3	11.2	10.9
将来負担比率	山田町	88.8	99.6	—	—	—	—	—	5.9	19.8	—	1.0	—
	県市町村平均	—	119.0	102.9	82.7	74.1	67.0	66.1	60.3	58.5	55.1	57.5	47.8

出典：平成 21 年度～令和元年度 地方公共団体の主要財政指標一覧(総務省)

① 財政力指数

本町の平成 21 年度以降の財政力指数²は、図 1.3.3 に示すとおり推移しています。国や県からの補助金に頼る財政状況から、指数は低い水準にあります。近年は徐々に向上する傾向を見せていますが、県内市町村平均から 0.04 ポイントから 0.07 ポイント下回って推移しています。

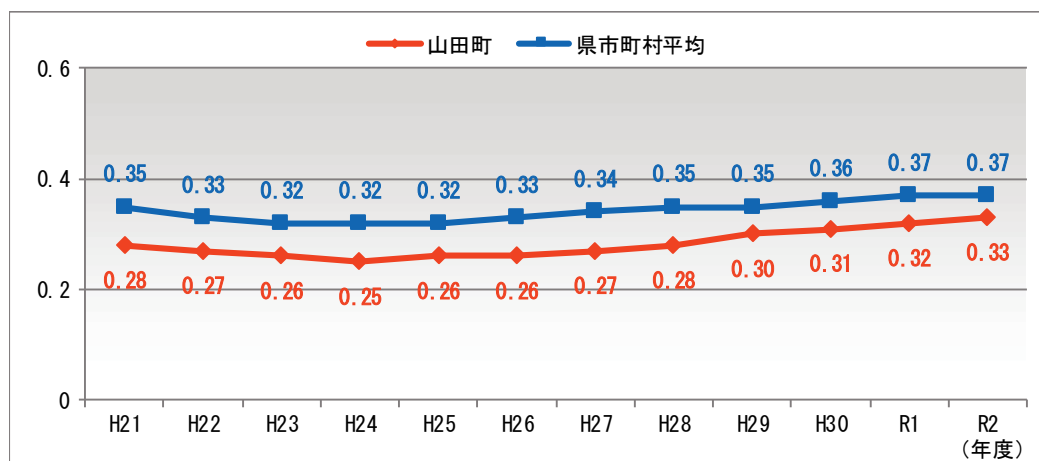


図 1.3.3 財政力指数の推移 出典：山田町決算統計

² 「財政力指数」とは、地方公共団体が必要な財源を自力でどのくらい調達できるか示しており、この数値が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。「1」を超えると地方交付税が交付されない団体（不交付団体）となります。

毎年度の地方交付税（普通交付税）の算定に用いる「基準財政収入額（標準的に収入されるであろうと算定された地方税等の額）」を「基準財政需要額（標準的な行政運営を行うために必要であると算定された経費の額）」で除して得た数値の過去3か年の平均値です。

② 経常収支比率

本町の平成 21 年度以降の経常収支比率³は、図 1.3.4 に示すとおり推移しています。平成 26 年度以降は増加傾向にあります。平成 25 年度以降は県内市町村平均より低い値で推移しています。

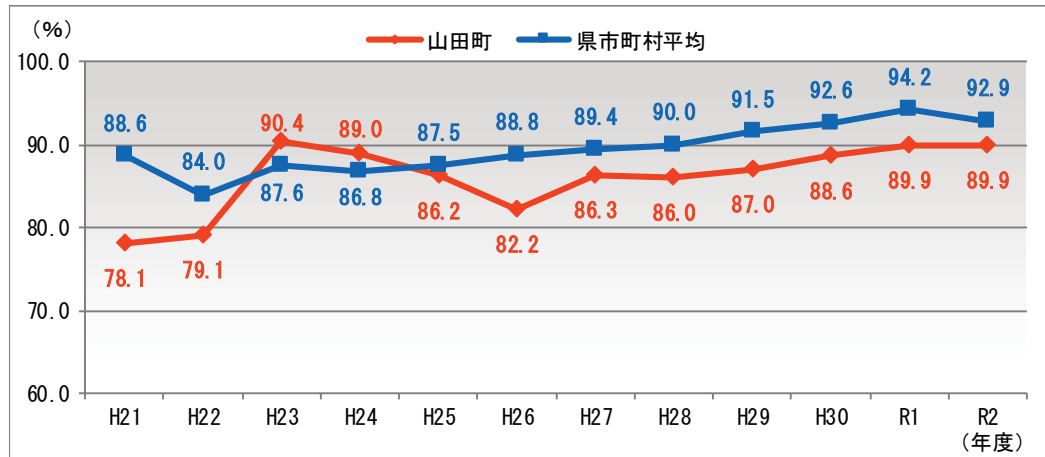


図 1.3.4 経常収支比率の推移 出典：山田町決算統計

③ 実質公債費比率

本町の平成 21 年度以降の実質公債費比率⁴は、図 1.3.5 に示すとおり推移しています。その数値は早期健全化基準の 25%並びに起債許可団体となる 18%を下回る健全な状況です。また、一貫して減少傾向を見せており、県内市町村平均より低い水準を保って推移しています。

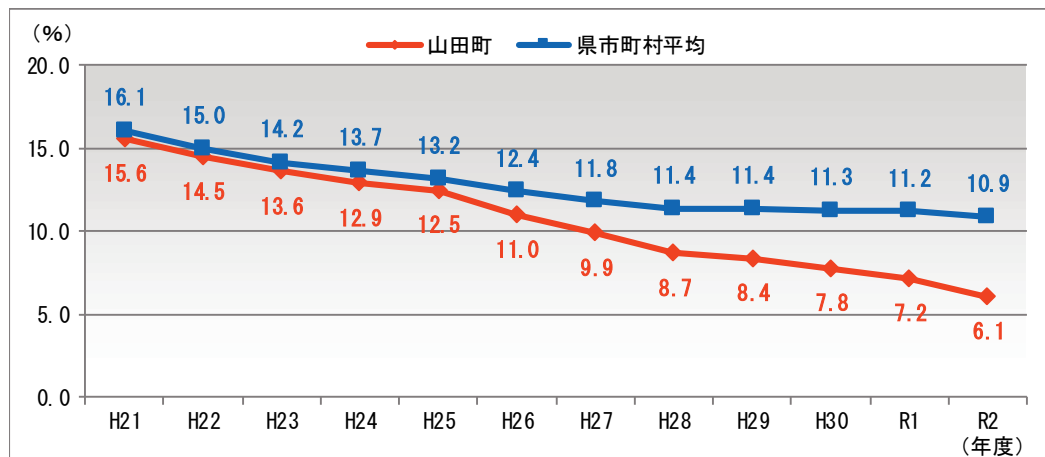


図 1.3.5 実質公債費比率の推移 出典：山田町決算統計

³ 「経常収支比率」とは、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に対して、地方税や普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示す割合です。財政構造の弾力性を示す指標で、この比率が高いほど、普通建設事業費等の臨時的な経費に使うことができる財源に余裕がなく、財政構造の硬直化が進んでいることとなります。

⁴ 「実質公債費比率」とは、一般会計等が負担する借入金の返済額及びこれに準ずる額（特別会計や企業会計、一部事務組合への繰出金・負担金のうち借入金の返済に使われた額など）の大きさを指標化したものです。元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの危険度を示します。この比率が 18%以上になると町債の発行に県の許可が必要になり、また 25%以上になると町債の発行の一部が制限されることとなります。

④ 将来負担比率

平成 22 年度以降、本町においては東日本大震災に係る基金額が大幅に増えたことにより、一時的に将来負担額がマイナスになるため、将来負担比率⁵が算定できない年が多くなっています。

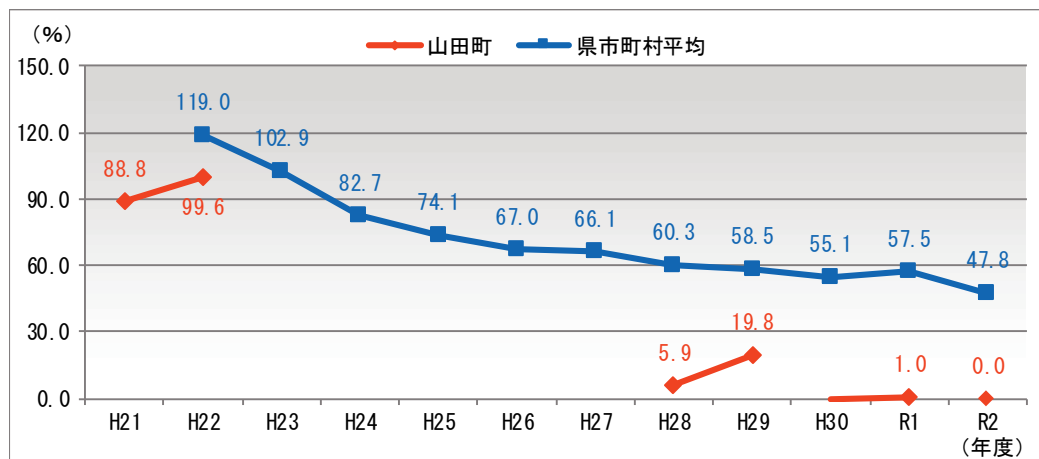


図 1.3.6 将来負担比率の推移 出典：山田町決算統計

⑤ 有形固定資産減価償却率

平成 28 年度以降、本町においては有形固定資産の減価償却が順調に進んでおり、有形固定資産減価償却率⁶が上昇傾向を見せています。

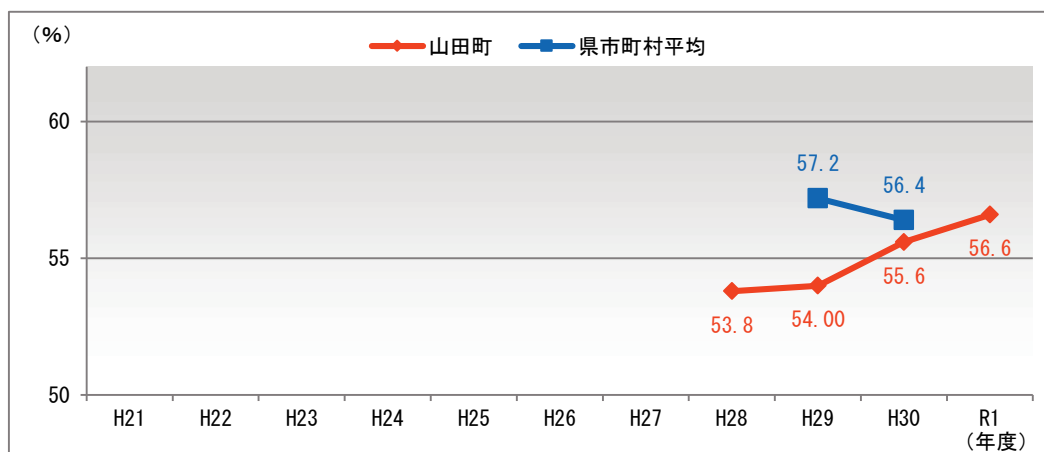


図 1.3.7 有形固定資産減価償却率の推移 出典：山田町決算統計

⁵ 「将来負担比率」とは、一般会計等が負担する借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したものです。将来的に支出しなければならない実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示しています。

⁶ 「有形固定資産減価償却率」とは、土地、建物、機械装置、車両などの有形固定資産の内、使用や時間経過等によって価値が減ることの無い土地などを除いた資産における減価償却率を示す指標です。減価償却率が高ければ「建物や機械装置などの減価償却が進んでいる⇨老朽化が進んでいる⇨再投資が必要となる」、減価償却率が低ければ「老朽化が進んでいない⇨当面は投資が必要ない」という解釈が出来ます。

第2章 公共施設等の現状

1. 公共施設等の現状

(1) 公共施設（建物）の保有状況

計画策定にあたり、本町が所有する公共施設（建物）について、データの収集及び整理を実施しました。その結果を受け、本計画の対象とする公共施設（建物）の用途区分を表 2.1.1 のとおり設定し、前計画及び本計画の公共施設（建物）の保有状況を表 2.1.2 のとおりまとめました。表 2.1.2 によると、本町の公共施設（建物）の総数は 179 施設（427 棟）であり、延床面積は 144,391.4 m²です。延床面積に占める割合が大きいものを昇順に列举すると、公営住宅（28.1%）、その他の施設（21.9%）、学校教育系施設（17.2%）です。

表 2.1.1 用途区分

施設の用途	対象施設
1 行政施設	役場本庁舎、支所、消防施設（屯所）
2 町民文化系施設	漁村センター、コミュニティセンター、集落センター、生活改善センター、防災センター、農業構造改善センター、農村婦人の家 等
3 社会教育系施設	中央公民館、鯨と海の科学館、ふれあいセンター、東日本大震災復興山田町埋蔵文化財収蔵庫
4 スポーツ・レクリエーション施設	健康増進センター、船越家族旅行村、林産物展示販売施設、B&G 海洋センター体育館 等
5 保健・福祉施設	保健センター・老人福祉センター
6 学校教育系施設	小学校、中学校、学校給食センター、教職員住宅
7 子育て支援施設	保育所、幼稚園、児童館、放課後児童クラブ
8 産業系施設	堆肥センター、ミニライスセンター、農作業機械施設、工業団地 等
9 公営住宅	町営住宅、団地集会所
10 インフラ関連施設	上水道施設、下水道施設、漁業集落排水処理施設
11 その他の施設	斎苑、防災倉庫、公園便所、普通財産（建物） 等

表 2.1.2 用途別公共施設（建物）の保有状況

施設の用途	前計画(H26年度末時点)			本計画(R2年度末時点)				増減	
	施設数	棟数	延床面積(m ²)	施設数	棟数	延床面積(m ²)	延床面積構成比	施設数	延床面積(m ²)
1 行政施設	10	12	7,081.8	16	19	8,158.3	5.7%	6	1,076.5
2 町民文化系施設	25	27	6,599.5	37	39	8,620.2	6.0%	12	2,020.7
3 社会教育系施設	2	2	4,503.1	4	5	5,618.2	3.9%	2	1,115.1
4 スポーツ・レクリエーション施設	10	32	7,140.4	12	29	7,212.9	5.0%	2	72.5
5 保健・福祉施設	2	2	1,407.0	1	1	1,134.5	0.8%	-1	-272.5
6 学校教育系施設	18	61	44,243.7	14	30	24,813.9	17.2%	-4	-19,429.8
7 子育て支援施設	10	12	2,964.7	8	10	2,469.7	1.7%	-2	-495.0
8 産業系施設	3	12	6,406.1	6	22	10,352.5	7.2%	3	3,946.4
9 公営住宅	11	59	12,326.8	24	191	40,562.2	28.1%	13	28,235.4
10 インフラ関連施設	24	25	3,070.0	26	28	3,839.7	2.7%	2	769.7
11 その他の施設	12	18	9,000.0	31	53	31,609.6	21.9%	19	22,609.6
総計	127	262	104,743.2	179	427	144,391.4	100.0%	52	39,648.2

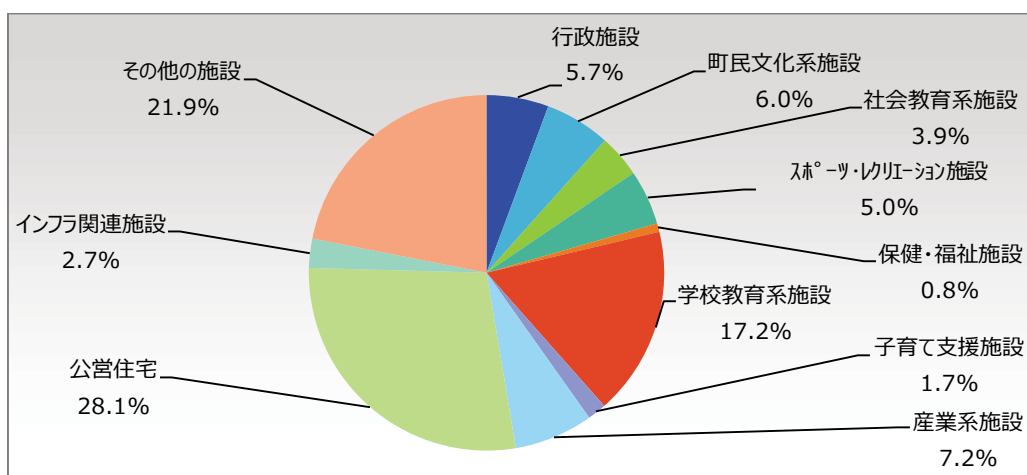


図 2.1.1 公共施設の延床面積とその割合

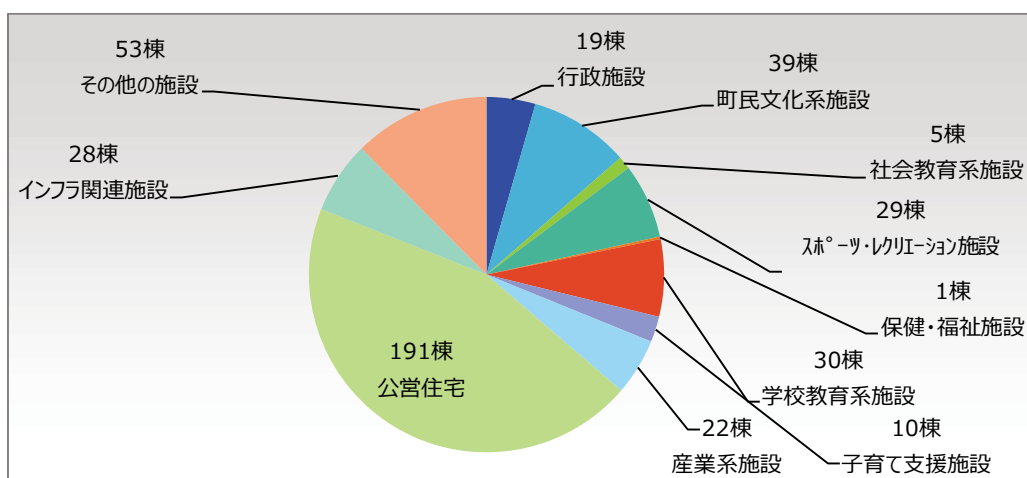


図 2.1.2 用途別公共施設（建物）の棟数

(2) 1人あたりの公共施設の延床面積

総務省が公表している「公共施設状況調経年比較表（令和元年度）」により、本町と県内市町村及び類似団体（東北圏）※の人口1人あたりの公共施設の延床面積を比較しました。

本町は9.69 m²/人で、類似団体の平均値である7.47 m²/人の約1.3倍、全国平均の3.86 m²/人の2.5倍であることがわかりました。

また、本町を岩手県内の市町村と公共施設保有量を比較した結果、市町村の人口規模が小さいほど一人あたりの延床面積が大きい傾向が見られ、本町は中間的な位置にあるといえます。

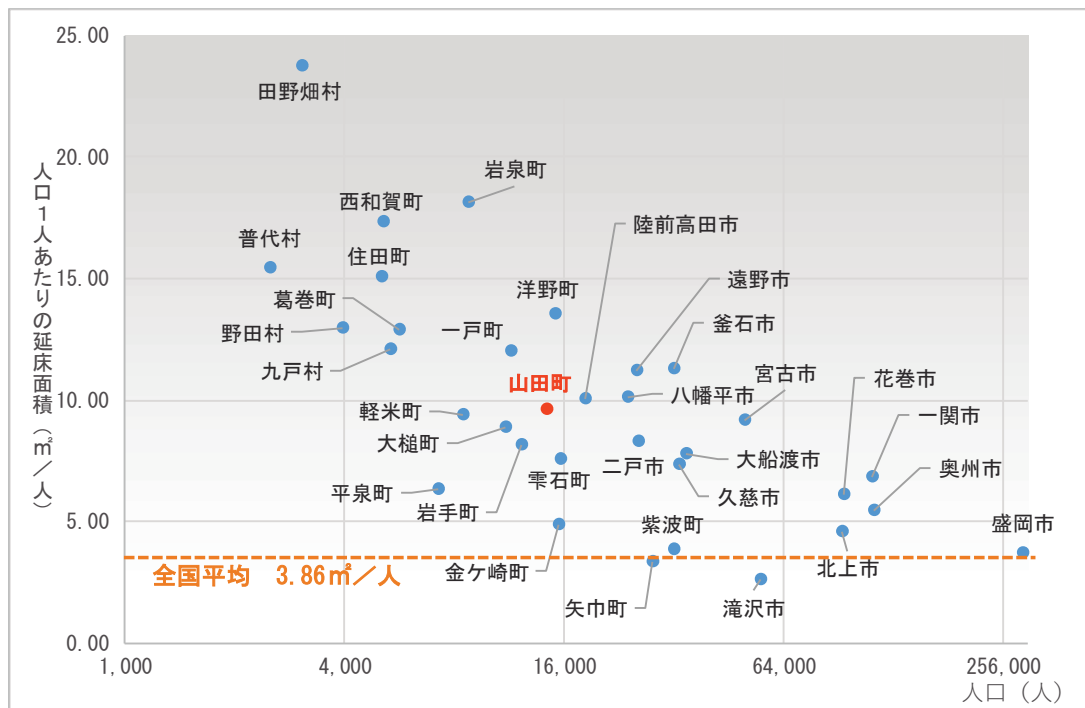


図 2.1.3 1人あたり公共施設保有面積の岩手県内市町村との比較

出所：延床面積は「公共施設状況調経年比較表（令和元年度決算）」（総務省）人口は「国勢調査（令和2年）」

表 2.1.3 岩手県内市町村における1人あたりの公共施設保有面積

	令和元年 公共施設床面積 (㎡)	令和2年 国勢調査人口 (人)	人口1人あたり 公共施設床面積 (㎡/人)
盛岡市	1,073,655	289,731	3.71
宮古市	461,496	50,369	9.16
大船渡市	270,743	34,728	7.80
花巻市	566,771	93,193	6.08
北上市	425,413	93,045	4.57
久慈市	241,705	33,043	7.31
遠野市	284,043	25,366	11.20
一関市	764,588	111,932	6.83
陸前高田市	182,881	18,262	10.01
釜石市	362,235	32,078	11.29
二戸市	211,755	25,513	8.30
八幡平市	242,059	24,023	10.08
奥州市	611,790	112,937	5.42
滝沢市	146,782	55,579	2.64
雫石町	118,582	15,731	7.54
葛巻町	72,444	5,634	12.86
岩手町	99,820	12,285	8.13
紫波町	124,505	32,147	3.87
矢巾町	93,106	28,056	3.32
西和賀町	88,754	5,134	17.29
金ヶ崎町	75,149	15,535	4.84
平泉町	45,866	7,252	6.32
住田町	75,835	5,045	15.03
大槌町	97,444	11,004	8.86
山田町	138,807	14,320	9.69
岩泉町	157,924	8,726	18.10
田野畑村	72,614	3,059	23.74
普代村	38,367	2,487	15.43
軽米町	79,156	8,421	9.40
野田村	50,851	3,936	12.92
九戸村	65,086	5,378	12.10
洋野町	204,320	15,091	13.54
一戸町	137,687	11,494	11.98
全国	486,665,197	126,146,099	3.86

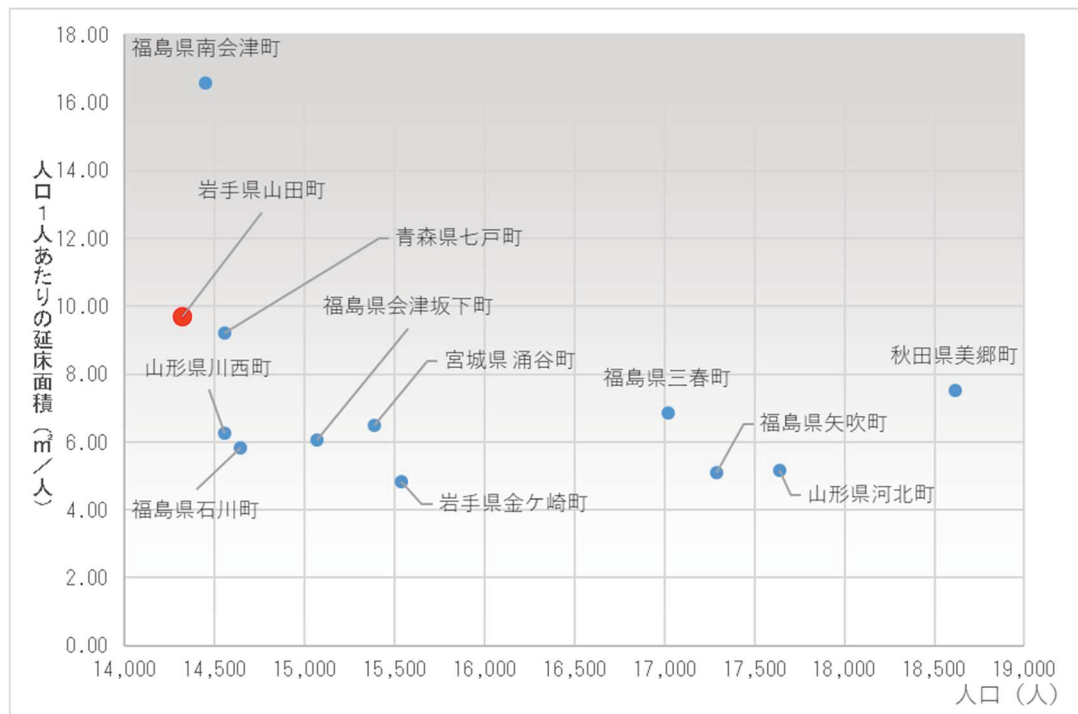


図 2.1.4 1人あたり公共施設保有面積の類似団体との比較

出所：延床面積は「公共施設状況調経年比較表（令和元年度決算）」（総務省）人口は「国勢調査（令和2年）」

表 2.1.4 類似団体における1人あたりの公共施設保有面積

	令和元年 公共施設床面積 (㎡)	令和2年 国勢調査人口 (人)	人口1人あたり 公共施設床面積 (㎡/人)
岩手県山田町	138,807	14,320	9.69
青森県七戸町	134,071	14,556	9.21
岩手県金ケ崎町	75,149	15,535	4.84
宮城県 涌谷町	99,776	15,388	6.48
秋田県美郷町	139,803	18,613	7.51
山形県河北町	90,946	17,641	5.16
山形県川西町	91,181	14,558	6.26
福島県南会津町	239,644	14,451	16.58
福島県会津坂下町	91,465	15,068	6.07
福島県矢吹町	88,351	17,287	5.11
福島県石川町	85,158	14,644	5.82
福島県三春町	116,645	17,018	6.85
類似団体平均	113,835	15,887	7.26

出所：延床面積は「公共施設状況調経年比較表（令和元年度決算）」（総務省）人口は「国勢調査（令和2年）」

類似団体（東北圏）※：

総務省「類似団体リスト」の「6-IV-1」グループに属する東北圏の自治体。

「6-IV-1」は、人口規模は1.5万人以上2万人未満、産業構造の就業率は2次・3次の合計が80%以上、かつ3次が60%未満に区分される団体。

2. 山田町における公共施設マネジメントの実績

(1) 計画策定の取組

本町では、平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画を策定した後、個別施設計画によって、個別施設の維持管理に関する具体的な検討を進めるとともに、将来費用の縮減に向けた検討を行っています。

平成 29 年 3 月	公共施設等総合管理計画
平成 30 年 3 月	山田町橋梁長寿命化修繕計画
令和元年 7 月	山田町林道施設長寿命化計画個別施設計画（橋梁）
令和 3 年 3 月	山田町公共施設等総合管理計画個別施設計画
令和 3 年 3 月	山田町水道事業経営戦略
令和 3 年 3 月	山田町水道事業ビジョン
令和 3 年 3 月	山田町農道橋梁長寿命化計画
令和 3 年 12 月	桜山トンネル長寿命化修繕計画
令和 4 年 2 月	山田町公営住宅等長寿命化計画

(2) 施設再編の取組

本町では、令和 2 年 3 月に町内小学校 7 校と中学校 1 校を閉校して、小学校 3 校、中学校 1 校に集約化するなど、施設再編の取組が行われています。

令和 3 年 3 月に策定した「山田町公共施設等総合管理計画個別施設計画」においても、施設再編の検討が行われており、施設を増やす「拡充」ではなく、工夫してサービス向上を図る「縮充」へと意識転換が進められています。

3. 建築年別公共施設（建物）の現状

（1）建築年別分布（公共施設の保有量の推移）

図 2.3.1 は、本町が保有する公共施設（建物）の建築年別延床面積の合計を示したものです。本町が保有する公共施設（建物）の多くは、昭和 40 年代後半から平成中期までに建設されたもので、旧耐震基準の昭和 56 年（1981 年）以前に建てられた施設は、全体の床面積の 26.5%を占めています。今後、これら公共施設（建物）の大規模改修又は建替えの必要性が集中的に高まることが予想されます。

平成 23 年度以降に公営住宅をはじめとした大量の公共施設が整備されていますが、これらは東日本大震災からの復興に向けた取組みによるものです。

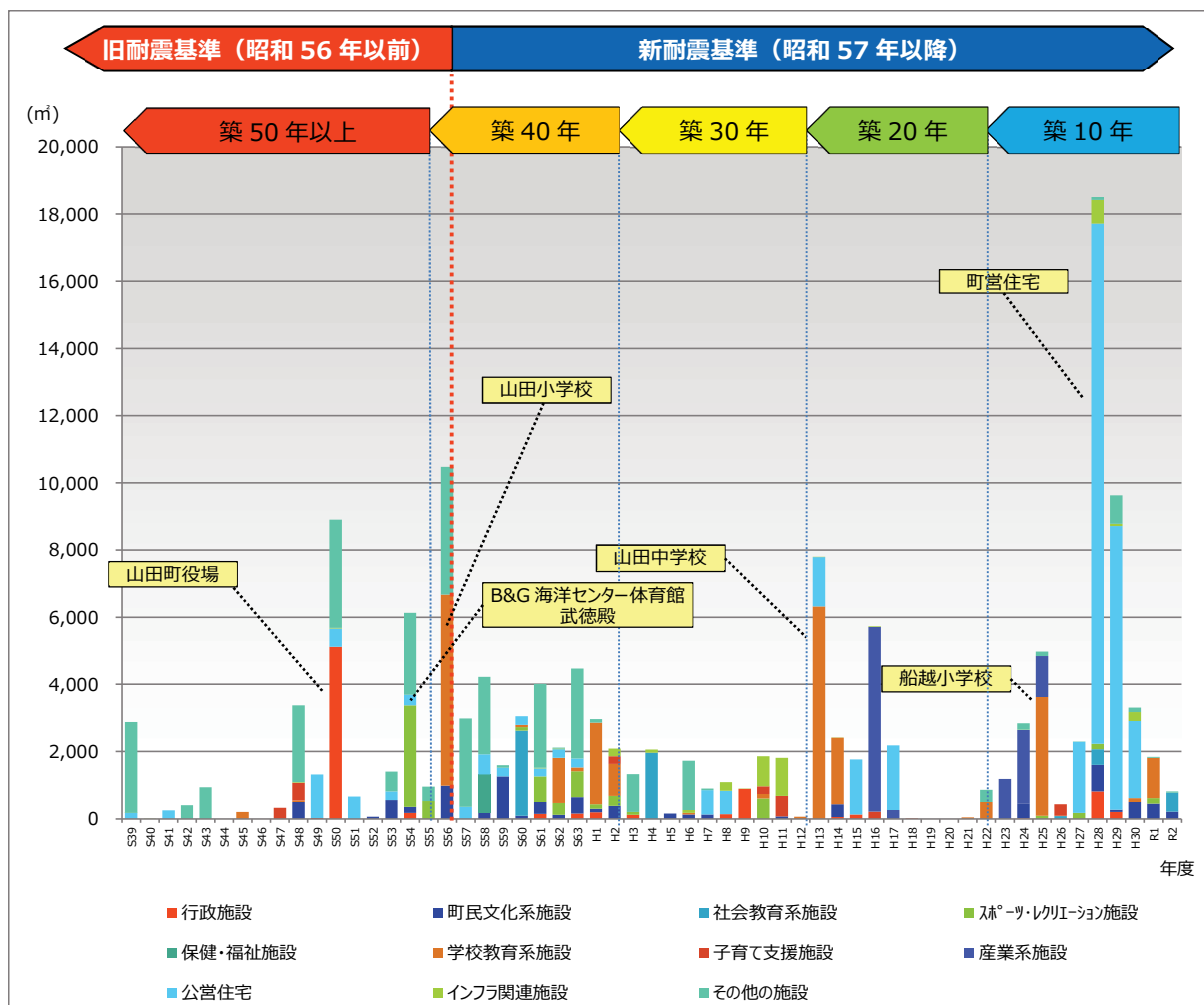


図 2.3.1 公共施設の建築年別延床面積

(2) 経過年数の状況

公共施設（建物）の多くを占める鉄筋コンクリート造の建築物は、建築後 30 年程度の経過で大規模改修が、また、建築後 60 年程度の経過で建替えが必要になるとされています。したがって、建築後 30 年が経過した公共施設は、老朽化対策を検討する必要があるといえます。

本町では、延床面積に占める割合で 45.6%の施設が建築後 30 年以上を経過しており、大規模改修等の老朽化対策を検討する必要があります。特に、保健・福祉施設、スポーツ・レクリエーション施設、行政施設並びにその他の施設で建築後 30 年以上を経過した割合が高く、他の施設と比べて老朽化が目立っています。

表 2.3.1 用途別施設の経過年数の状況（R2 年度末時点）

施設の用途	築30年以上経過		築30年未満 延床面積（㎡）	小計 （㎡）
	延床面積（㎡）	比率（％）		
1 行政施設	5,794.7	71.0%	2,363.5	8,158.3
2 町民文化系施設	5,280.7	61.3%	3,339.4	8,620.2
3 社会教育系施設	2,530.0	45.0%	3,088.1	5,618.2
4 スポーツ・レクリエーション施設	5,938.1	82.3%	1,274.7	7,212.9
5 保健・福祉施設	1,134.5	100.0%	0.0	1,134.5
6 学校教育系施設	10,859.6	43.8%	13,954.3	24,813.9
7 子育て支援施設	1,096.5	44.4%	1,373.2	2,469.7
8 産業系施設	0.0	0.0%	10,352.5	10,352.5
9 公営住宅	5,788.2	14.3%	34,773.9	40,562.2
10 インフラ関連施設	299.8	7.8%	3,539.9	3,839.7
11 その他の施設	27,132.5	85.8%	4,477.1	31,609.6
総計	65,854.7	45.6%	78,536.7	144,391.4

表 2.3.2 は、本町が保有する建築後 30 年以上を経過する公共施設（建物）を 10 年経過単位で分析したものです。延床面積に占める割合で 3.2%の施設が建築後 50 年以上を経過しており、建替えを検討する必要があります。なお、これに該当する施設は公営住宅並びにその他の施設の一部に限られます。

表 2.3.2 公共施設（建物）の経過年数別床面積（R2 年度末時点）（㎡）

施設の用途	築50年以上	築40～49年	築30～39年	築30年未満	計
1 行政施設	0.0	5,298.1	496.6	2,363.5	8,158.3
2 町民文化系施設	0.0	1,310.3	3,970.4	3,339.4	8,620.2
3 社会教育系施設	0.0	0.0	2,530.0	3,088.1	5,618.2
4 スポーツ・レクリエーション施設	0.0	3,529.8	2,408.3	1,274.7	7,212.9
5 保健・福祉施設	0.0	0.0	1,134.5	0.0	1,134.5
6 学校教育系施設	200.0	49.7	10,609.9	13,954.3	24,813.9
7 子育て支援施設	0.0	878.0	218.5	1,373.2	2,469.7
8 産業系施設	0.0	0.0	0.0	10,352.5	10,352.5
9 公営住宅	423.6	3,095.7	2,268.9	34,773.9	40,562.2
10 インフラ関連施設	13.0	30.0	256.8	3,539.9	3,839.7
11 その他の施設	4,052.3	8,947.5	14,132.8	4,477.1	31,609.6
総計	4,688.8	23,139.1	38,026.8	78,536.7	144,391.4

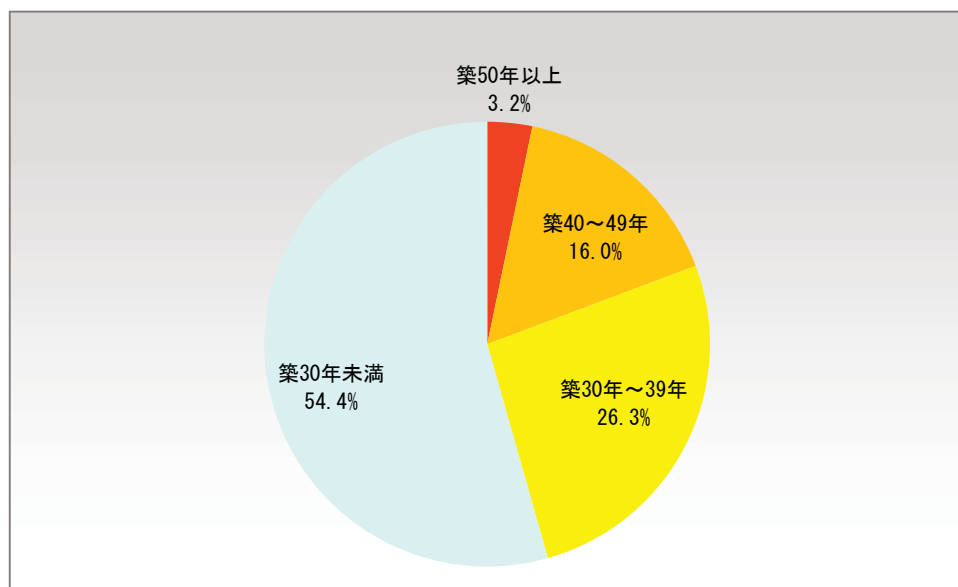


図 2.3.2 公共施設（建物）の経過年数別床面積

表 2.3.3 は、本町が保有する公共施設（建物）のうち、耐用年数を経過した施設について分析したものです。延床面積に占める割合で 22.9%の施設が耐用年数を経過しており、建替えを検討する必要があります。

表 2.3.3 用途別公共施設（建物）耐用年数経過済み施設の保有状況（R2 年度末時点）

	総施設		経過済施設		経過済施設比率
	施設数	延床面積 (㎡)	施設数	延床面積 (㎡)	
1 行政施設	16	8,158.3	7	924.60	11.3%
2 町民文化系施設	37	8,620.2	17	2,764.08	32.1%
3 社会教育系施設	4	5,618.2	0	0.00	0.0%
4 スポーツ・レクリエーション施設	12	7,212.9	5	2,854.29	39.6%
5 保健・福祉施設	1	1,134.5	0	0.00	0.0%
6 学校教育系施設	14	24,813.9	4	4,876.16	19.7%
7 子育て支援施設	8	2,469.7	4	1,323.38	53.6%
8 産業系施設	6	10,352.5	1	1,428.00	13.8%
9 公営住宅	24	40,562.2	9	6,954.65	17.1%
10 インフラ関連施設	26	3,839.7	18	805.07	21.0%
11 その他の施設	31	31,609.6	10	11,165.10	35.3%
総計	179	144,391.7	75	33,095.33	22.9%

(3) インフラ資産の状況

本町のインフラ資産（道路、トンネル、橋りょう、上水道の管路、下水道等）の保有状況は、以下のとおりです。インフラ資産についても、老朽化の状況に応じた修繕又は更新が必要です。

① 道路の状況

本町における道路の総延長は258,913mで、総面積は1,362,183㎡で、そのうちトンネルが1本、橋りょうが96本となっています。

② トンネルの状況

本町におけるトンネルは桜山トンネルの1本で、総延長が336mです。

③ 橋りょうの状況

本町における橋りょうは96本で、総延長は1,718m、面積は9,002㎡です。

④ 上水道施設の状況

本町における上水道施設（管路）の総延長は、176,274mです。

⑤ 下水道施設の状況

本町における下水道施設（管路）の総延長は、112,983mです。

表 2.3.4 インフラ資産の整備状況

インフラ資産	区分	数量		備考
		延長（m）	面積（㎡）	
1 道路	一般町道	202,235	1,186,546	うちトンネル336m
	農道	9,783	36,476	
	林道	46,895	139,161	
	合計	258,913	1,362,183	
2 トンネル	トンネル	336	—	桜山トンネル
		336	—	
3 橋りょう	一般町道	1,413	7,548	84本
	農道	288	1,319	10本
	林道	17	135	2本
	合計	1,718	9,002	合計：96本
4 上水道施設	上水道	176,274	—	耐震管整備率：76.6%
	合計	176,274	—	
5 下水道施設	公共下水道	61,491	—	
	漁業集落排水処理施設	51,492	—	
	合計	112,983	—	

（４）耐震化の現況

本町には、旧耐震基準により建築された施設で耐震改修が必要な施設が、延床面積に占める割合で7.6%存在しています（改修実施状況不明分を含む）。

表 2.3.5 耐震化実施状況

区分		延床面積（㎡）	割合（％）
新耐震基準適合（耐震改修不要）（A）		107,367.0	74.4%
旧耐震基準	耐震改修実施済（B）	16,089.0	11.1%
	耐震改修工事不要（注）（C）	10,013.6	6.9%
	要耐震改修・未実施	10,921.8	7.6%
計		144,391.4	100.0%
耐震化済（A）＋（B）＋（C）		133,469.6	92.4%

（注：特定既存耐震不適格建築物以外の建築物及び耐震基準適合建築物の合計。）

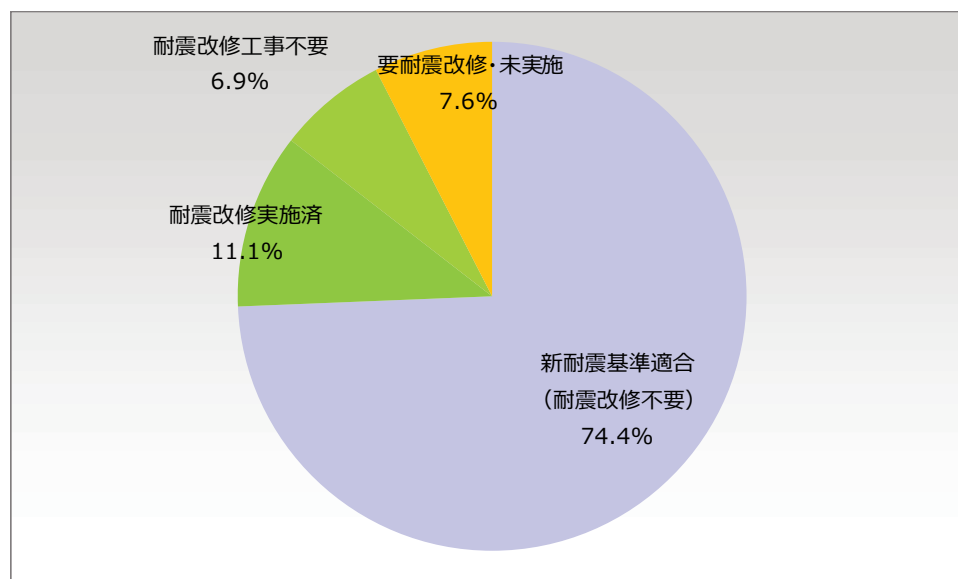


図 2.3.3 耐震診断実施状況

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

第2章で述べたとおり、本町が保有する公共施設の多くは、昭和40年代後半から平成中期までに建築されたもので、これらの公共施設は、近い将来に大規模改修又は更新の時期を迎えることが予想されます。

1. 山田町における公共施設マネジメントの取組

前計画では、本町の公共施設等を維持するために、40年間で871.4億円、一年あたり約21.8億円の費用を要すると推計されており、過去9年間の投資的経費の平均額から設定した7.3億円/年の財源では、年間約14.5億円が不足する事が示されました。

この結果は、持続的な公共施設・公共サービスを運営していく観点から、解消に向けた取組が必要であったことから、本町では以下に示す2つの観点から検討を行い、その方針を個別施設計画として取りまとめています。

(1) 長寿命化

公共施設マネジメントの1つの考え方が「長寿命化」です。前計画では、建設から建替えまでの施設マネジメントサイクルを60年（以下、「従来型」という。）として設定していましたが、耐震性が確保されている施設については、文部科学省が示している80年の長寿命化型マネジメントサイクル（以下、「長寿命化型」という。）を採用します。

なお、長寿命化する場合の目標耐用年数は、「建築物の耐久計画に関する考え方（社）日本建築学会」で示された構造別の目標耐用年数及び国や他市町村の事例を踏まえて、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、鉄筋コンクリート造（RC造）、重量鉄骨造（S造）については、「80年」と設定します。それ以外のブロック造、軽量鉄骨造、木造等については、従前どおり「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（総務省）」（以下、「試算ソフト」という。）の試算条件を使用し、「60年」とします。

従来型及び長寿命化型のマネジメントサイクルについては、図3.1.1のとおりです。

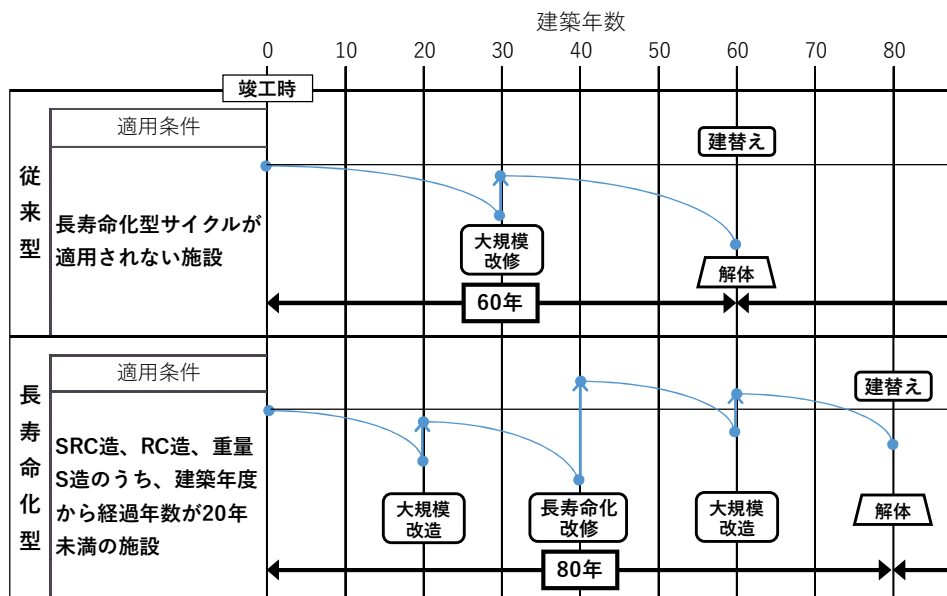


図3.1.1 従来型と長寿命化型のマネジメントサイクル

(2) 施設再編

もう1つの考え方が「施設再編」です。施設の統廃合を進めることによって、施設量自体を減らすことによって、将来費用を縮減させようという取組です。

本町では、令和元年に小学校の大規模再編を筆頭に、適切な施設量を実現するための再編が進められています。

これらの施設の一部では転用が検討されていますが、過剰な公共施設については譲渡や除却等を進めることによって、今後も費用負担を縮減させていく必要があります。

表 3.1.1 施設再編の考え方

再編方針	考え方
維持	施設及び機能を維持するために、計画的な大規模改修や建替えを行います。
複合化	2つ以上の施設にある異なる機能を1つの施設に集め、複合化を行います。
集約化	2つ以上の施設にある同種又は類似施設の機能を1つの施設に集約します。
民間活用	民間の資本やノウハウを導入することによって施設や機能の維持を図ることとして、計画的な大規模改修や建替えを行います。
規模見直し	計画的な大規模改修や建替えにあわせて、施設の適正な規模を見直すことで、施設の費用負担の軽減や、機能の発揮と強化を図ります。
転用	施設を維持するために、計画的な大規模改修や建替えを行う一方で、現在の用途を廃止して他の用途に変更します。
建物処分	大規模改修や建替えは行わず、小修繕により施設を利用するものとし、大規模改修や建替えが必要になった時点で施設を処分（貸付、売却、除却等）します。
譲渡	建物の売却、譲渡を行います。
除却	他の活用法を見いだせない施設が老朽化して、利用する上での危険が生じた場合は施設を除却します。

2. 公共施設等の維持管理・更新等に係る費用算定

前節の考え方を反映して、公共施設等の維持管理・更新に係る費用算定を行います。

維持管理・更新費用は、施設再編に伴って「新たな投資を行わない施設」や「長寿命化に耐える施設」を明らかにして、長寿命化型のマネジメントサイクルを採用するとともに、インフラ資産についても長寿命化計画等において明らかにされた将来費用を採用するものとします。

(1) 公共施設（建物）の建替え費用（従来型及び長寿命化型）の算定

① 建替え実施年度

従来型マネジメントサイクルが適用される施設については、「試算ソフト」の試算条件により、建替え実施年度は建築後60年目とします。また、長寿命化型マネジメントサイクルを適用する施設については、建築年度から80年目を建替えとします。

② 建替え単価

建替え単価は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」（財）自治総合センター）及び「試算ソフト」における単価を基準に設定します。各施設用途に係る建替え単価は、表 3.2.1 のとおりです。

表 3.2.1 施設分類別の建替え単価

分類	建替え単価
1 行政施設	400 千円/㎡
2 町民文化系施設	400 千円/㎡
3 社会教育系施設	400 千円/㎡
4 スポーツ・レクリエーション施設	360 千円/㎡
5 保健・福祉施設	360 千円/㎡
6 学校教育系施設	330 千円/㎡
7 子育て支援施設	330 千円/㎡
8 産業系施設	400 千円/㎡
9 公営住宅	280 千円/㎡
10 インフラ関連施設(上水道、下水道)	360 千円/㎡
11 その他の施設	360 千円/㎡

③ 建替え期間

建替え期間は、着手から完了までが複数年度にわたることが想定されることから、3か年度とします。

費用は3か年度で均等配分とし、建築後 59 年目、60 年目及び 61 年目に、長寿命化型のマネジメントサイクルを採用する場合は 79 年目、80 年目及び 81 年目に割り当てて算定します。

④ 建替え費用の算定例

ある行政関連施設（建築年度：昭和 45 年度、延床面積：3,000 ㎡）を建替える場合を想定し、建替え費用の算定を行うと、次のとおりとなります。

まず、建替え単価は、表 3.2.1 から 400 千円/㎡です。この施設の延床面積は 3,000 ㎡であるため、建替えに要する総費用は 1,200 百万円（＝400 千円×3,000 ㎡）です。

次に、この施設は、昭和 45 年度に建築されていることから、令和 12 年度が建築後 60 年目にあたり、令和 11 年度から令和 13 年度までの3か年度で建替えを行います。

したがって、この施設の建替えに要する単年度費用は、400 百万円（＝1,200 百万円÷3か年度）となります。

表 3.2.2 建替え費用の算定例

建築年	59 年目	60 年目	61 年目
昭和 45 年度	建替え開始 ← 令和 11 年度	令和 12 年度	完了 → 令和 13 年度
建替え単価	400 千円/㎡		
建替え費用	1,200 百万円		
建替え費用 (単年度)	400 百万円	400 百万円	400 百万円

(2) 公共施設（建物）の大規模改修費用（従来型）の算定方法

① 大規模改修実施年度

「試算ソフト」の試算条件で、大規模改修実施年度は建築年度から 30 年目とします。ただし、本計画策定時点で建築後 30 年を経過しているにも関わらず大規模改修が実施されていない公共施設のうち、今後 10 年以内に建替え時期を迎える公共施設については、大規模改修を実施しないものとして費用を算定します。

② 大規模改修単価

大規模改修単価は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」（財自治総合センター）及び「試算ソフト」における単価を基準に設定します。各施設用途に係る大規模改修単価は、表 3.2.3 のとおりです。

表 3.2.3 施設分類別の大規模改修単価

分類	大規模改修単価
1 行政施設	250 千円/㎡
2 町民文化系施設	250 千円/㎡
3 社会教育系施設	250 千円/㎡
4 スポーツ・レクリエーション施設	200 千円/㎡
5 保健・福祉施設	200 千円/㎡
6 学校教育系施設	170 千円/㎡
7 子育て支援施設	170 千円/㎡
8 産業系施設	250 千円/㎡
9 公営住宅	170 千円/㎡
10 インフラ関連施設(上水道、下水道)	200 千円/㎡
11 その他の施設	200 千円/㎡

③ 大規模改修期間

大規模改修期間は、着手から完了までが複数年度にわたることが想定される一方で、建替えより短期間で完了することが考えられるため、2 か年度とします。

費用は 2 か年度で均等配分とし、建築後 29 年目及び 30 年目に割り当てて算定します。

④ 大規模改修費用の算定例

ある行政関連施設（建築年度：平成 10 年度、延床面積：3,000 m²）を改修する場合を想定し、費用の算定を行うと、次のとおりとなります。

まず、大規模改修単価は、表 3.2.3 から、250 千円/m²です。この施設の延床面積は 3,000 m²であるため、大規模改修に要する総費用は 750 百万円（＝250 千円×3,000 m²）です。

次に、この施設は、令和 10 年度が建築後 30 年目にあたることから、令和 9 年度から令和 10 年度までの 2 か年度で改修を行います。

したがって、この施設の大規模改修に要する単年度費用は、375 百万円（＝750 百万円 ÷ 2 か年度）となります。

表 3.2.4 大規模改修費用の算定例

建築年	29 年目	30 年目
平成 10 年度	修繕開始 ← 令和 9 年度	完了 → 令和 10 年度
大規模改修単価	250 千円/m ²	
大規模改修費用	750 百万円	
大規模改修費用 （単年度）	375 百万円	375 百万円

⑤ 修繕積み残し

建設時からの経過年数が 30 年以上 50 年未満のものについては、今後 10 年間で均等に大規模改修を行うと仮定します。また、建設時より 50 年以上経過しているものについては、建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに 60 年を経た年度に建替えると仮定します。

表 3.2.5 大規模改修の発生時期と建替え

経過年数	次の大規模改修	次の建替え
30 年未満	建築後 30 年目	建築後 60 年目
30 年以上 50 年未満	今後 10 年間で実施	建築後 60 年目
50 年以上 60 年未満	建替え待機	建築後 60 年目

(3) 公共施設（建物）の大規模改造費用（長寿命化型）の算定方法

① 大規模改造実施年度

「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」（平成 29 年 3 月 文部科学省）に基づいて、建築後 20 年ないしは 60 年を経過した施設には大規模改造が必要とされていることから、大規模改造実施年度は建築年度から 20 年目及び 60 年目とします。ただし、本計画策定時点で建築後 20 年を経過している施設については、従来型のマネジメントサイクルに則して 60 年目の建替えを終えた後に長寿命化型のマネジメントサイクルに移行するものとしします。

なお、「ブロック造、軽量鉄骨造、木造等の施設」については、建替え後も従来型の「試算ソフト」の試算条件を採用するものとしします。

② 大規模改造単価

大規模改造単価は、「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」（平成 29 年 3 月 文部科学省）において「建替え費用の 25% 程度」とされていることから、各施設用途に係る大規模改造単価は、表 3.2.6 のとおりです。

表 3.2.6 施設分類別の大規模改造単価

分類	大規模改修単価
1 行政施設	100 千円/㎡
2 町民文化系施設	100 千円/㎡
3 社会教育系施設	100 千円/㎡
4 スポーツ・レクリエーション施設	90 千円/㎡
5 保健・福祉施設	90 千円/㎡
6 学校教育系施設	82.5 千円/㎡
7 子育て支援施設	82.5 千円/㎡
8 産業系施設	100 千円/㎡
9 公営住宅	70 千円/㎡
10 インフラ関連施設(上水道、下水道)	90 千円/㎡
11 その他の施設	90 千円/㎡

③ 大規模改造期間

大規模改造期間は、単年度で行うものとして、建築後 20 年目及び 60 年目にそれぞれ算定します。

④ 大規模改造費用の算定例

ある行政関連施設（建築年度：平成 30 年度、延床面積：3,000 ㎡）を改造する場合を想定し、費用の算定を行うと、次のとおりとなります。

まず、大規模改造単価は、表 3.2.6 から、100 千円/㎡です。この施設の延床面積は 3,000 ㎡であるため、建替えに要する総費用は 300 百万円（＝100 千円×3,000 ㎡）です。

次に、この施設は、令和 20 年度が建築後 20 年目、令和 60 年度が 60 年目にあたることから、令和 20 年度と令和 60 年度にそれぞれ改造を行います。

したがって、この施設の大規模改造に要する単年度費用は、300 百万円となります。

表 3.2.7 大規模改造費用の算定例

建築年	20 年目	60 年目
平成 30 年度	改造開始 ← 完了 → 令和 20 年度	改造開始 ← 完了 → 令和 60 年度
大規模改造単価	100 千円/㎡	
大規模改造費用	300 百万円	
大規模改造費用 (単年度)	300 百万円	300 百万円

(4) 公共施設（建物）の長寿命化改修費用（長寿命化型）の算定方法

① 長寿命化改修実施年度

「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」(平成 29 年 3 月 文部科学省)に基づき、建築後 40 年を経過した施設には長寿命化改修工事が必要となることから、長寿命化改修実施年度は建築年度から 40 年目とします。ただし、本計画策定時点で建築後 20 年を経過している施設については、従来型のマネジメントサイクルに則して 60 年目の建替えを終えた後に長寿命化型のマネジメントサイクルに移行するものとします。

なお、「ブロック造、軽量鉄骨造、木造等の施設」については、建替え後も従来型の「試算ソフト」の試算条件を採用するものとします。

② 長寿命化改修単価

長寿命化改修単価は、「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」(平成 29 年 3 月 文部科学省)において「建替え費用の 60%程度」とされていることから、各施設用途に係る長寿命化改修単価は、表 3.2.8 のとおりです。

表 3.2.8 施設分類別の長寿命化改修単価

分類	大規模改修単価
1 行政施設	240 千円/㎡
2 町民文化系施設	240 千円/㎡
3 社会教育系施設	240 千円/㎡
4 スポーツ・レクリエーション施設	216 千円/㎡
5 保健・福祉施設	216 千円/㎡
6 学校教育系施設	198 千円/㎡
7 子育て支援施設	198 千円/㎡
8 産業系施設	240 千円/㎡
9 公営住宅	168 千円/㎡
10 インフラ関連施設(上水道、下水道)	216 千円/㎡
11 その他の施設	216 千円/㎡

③ 長寿命化改修期間

長寿命化改修期間は、着手から完了までが複数年度にわたることが想定される一方で、建替えより短期間で完了することが考えられるため、2か年度とします。

費用は2か年度で均等配分とし、建築後39年目及び40年目に割り当てて算定します。

④ 長寿命化改修費用の算定例

ある行政関連施設（建築年度：平成10年度、延床面積：3,000㎡）を長寿命化改修する場合を想定し、費用の算定を行うと、次のとおりとなります。

まず、長寿命化改修単価は、表3.2.8から、240千円/㎡です。この施設の延床面積は3,000㎡であるため、建替えに要する総費用は720百万円（＝240千円×3,000㎡）です。

次に、この施設は、令和20年度が建築後40年目にあたることから、令和19年度から令和20年度までの2か年度で改修を行います。

したがって、この施設の建替えに要する単年度費用は、360百万円（＝720百万円÷2か年度）となります。

表 3.2.9 長寿命化改修費用の算定例

建築年	39 年目	40 年目
平成 10 年度	修繕開始 ← 令和 19 年度	完了 令和 20 年度 →
長寿命化改修単価	240 千円/㎡	
長寿命化改修費用	720 百万円	
長寿命化改修費用 (単年度)	360 百万円	360 百万円

(5) インフラ資産の更新費用の算定方法

ここでは、道路、トンネル、橋りょう及び上下水道管路の更新費用について、それぞれ算定します。

① 道路

前計画では、道路の舗装面の更新について、総務省の手引きに則して耐用年数を15年、更新単価を4.7千円/㎡として将来費用を推計していました。

これは、総務省が自治体の実績から導き出したパラメータですが、道路の舗装面の劣化要因は、地盤の強固さ、自動車交通量、大型車混入率等によって大きく変動します。

前計画では過去の投資実績の平均値である充当可能財源の162.3百万円/年に対して、修繕更新費用は365.0百万円/年と、現在の道路ネットワークを整備・維持してきた実際の費用の倍以上が必要という結果となっており、少なくとも本町においては、推計手法が妥当とは考えにくいことから、これまでの道路ネットワークを整備・維持してきた実績に鑑みて、過去の投資費用の平均額をもって修繕更新費用とすることとします。

② トンネル

桜山トンネル長寿命化修繕計画（平成30年3月）において、平成30年度から令和30年度までの31年間の維持費用として0.7億円と設定されており、1年あたり2.3百万円となることからこの値を用いて将来費用とします。

③ 橋りょう

山田町橋梁長寿命化修繕計画（令和3年12月）において、平成30年度から令和49年度までの50年間の予防保全型の事業費として12.7億円と設定されており、1年あたり25.4百万円となることからこの値を用いて将来費用とします。

④ 上水道管路

山田町水道事業経営戦略アセットマネジメント報告書（令和3年3月）において、令和2年度から令和41年度までの40年間の管路更新費用を114.7億円と設定されており、1年あたり286.8百万円となることから、この値を用いて将来費用とします。

⑤ 下水道管路

(ア) 下水道管路の更新年度

下水道管路の法定耐用年数は50年とされていることから、更新年度は建設後50年目とします。

(イ) 下水道管路の更新単価

下水道管路の更新単価は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」（財自治総合センター）及び「試算ソフト」により、表3.2.10のとおりとします。

表 3.2.10 下水道等施設（管路）の更新単価

分類	対象施設	単価
下水道 管種別	総量把握	124 千円/m
	コンクリート管・塩ビ管等	124 千円/m
	更生管	134 千円/m
下水道管 管径別	～250mm	61 千円/m
	251～500mm	116 千円/m
	501～1,000mm	124 千円/m
	1,001～2,000mm	
	2,001～3,000mm	

3. 公共施設等に対する投資的経費の見通し及び中長期的な経費の見込み

ここでは、まず、本町の過去の投資的経費から、公共施設等の維持管理・更新費用として充当可能な金額を算出します。次に、前節で算定した公共施設等の維持管理・更新費用を基に、公共施設等の今後の維持管理・更新費用を試算し、充当可能金額との比較を行います。

(1) 公共施設等の維持管理・更新費用として充当可能な金額

本町の投資的経費の平均値を、公共施設等の維持管理・更新費用として充当可能な金額として設定します。対象とする年度は平成28年度から令和2年度までの5か年とします。

算出の結果、当該5か年度の投資的経費の平均は7.2億円／年であり、この値を本計画では「充当可能財源」とします。

なお、当該5か年度の投資的経費の推移は表3.3.1及び図3.3.1のとおりです。

表3.3.1 公共施設等に対する投資的経費の推移 (百万円)

	H28	H29	H30	R1	R2	平均値
公共建築物	127.1	725.3	187.6	216.8	115.6	274.5
道路、橋梁	17.2	89.2	110.0	104.6	121.8	88.5
上水道	90.7	37.4	18.8	31.0	84.3	52.4
下水道	1,017.2	142.0	181.0	163.5	29.4	306.6
公共下水道	985.8	139.0	171.7	162.7	26.9	297.2
漁排集落排水処理施設	31.5	3.0	9.3	0.8	2.5	9.4
合計	1,252.2	993.9	497.4	515.8	351.1	722.1

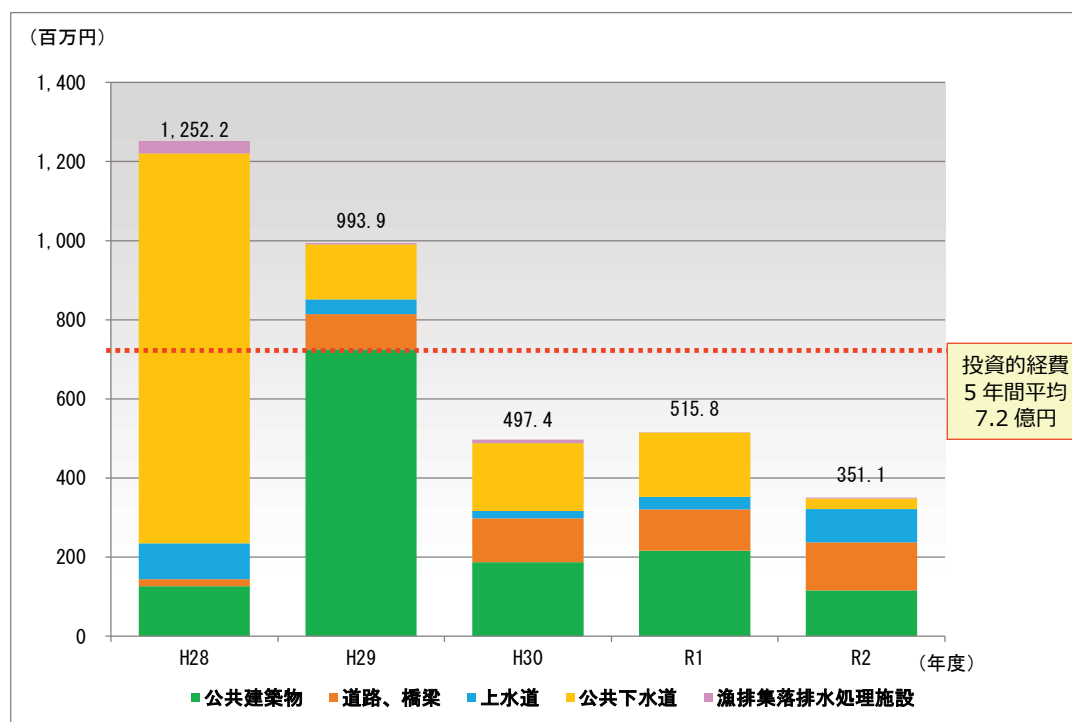


図3.3.1 投資的経費の推移

出典：山田町決算統計、水道事業決算統計、公共下水道事業決算統計、漁業集落排水処理事業決算統計 より抜粋

(2) 公共施設（建物）の中長期的な経費の見込み

公共施設（建物）における、今後 40 年間の大規模改修や建替えにかかる費用の見通し額を以下のとおり試算しました。

従来型の費用は、令和 2 年度末の保有施設について、令和 3 年度～令和 42 年度の 40 年間に生ずる費用について「試算ソフト」により推計しました。

この推計結果に対し、長寿命化型の費用として、個別施設計画及び所管課ヒアリング調査を基に施設再編を検討し、積極的に投資を行うべき施設を明確化した上で、長寿命化型のマネジメントサイクルに移行することとし、改めて費用推計を行いました。ただし、インフラ関連施設については、山田町水道事業経営戦略アセットマネジメント報告書に示された更新需要額を用いています。

表 3.3.2 公共施設（建物）の経費の見込み

類型	従来型		長寿命化型	
	40年間 (億円)	1年あたり (百万円)	40年間 (億円)	1年あたり (百万円)
1 行政施設	35.4	88.5	41.1	102.8
2 町民文化系施設	45.1	112.9	36.0	90.0
3 社会教育系施設	27.1	67.8	26.5	66.3
4 スポーツ・レクリエーション施設	35.8	89.5	33.2	83.1
5 保健・福祉施設	6.4	15.9	6.4	15.9
6 学校教育系施設	94.9	237.3	45.6	113.9
7 子育て支援施設	10.8	27.1	5.8	14.5
8 産業系施設	25.9	64.7	25.9	64.8
9 公営住宅	91.9	229.6	86.2	215.4
10 インフラ関連施設	17.6	43.9	14.9	37.3
11 その他の施設	170.4	426.1	24.9	62.1
総計	561.3	1403.3	346.0	865.0

※四捨五入処理をしているため、合計が合致しない場合があります。

(3) インフラ資産の中長期的な経費の見込み

インフラ資産における、今後 40 年間の更新等にかかる費用の見通し額を以下のとおり試算しました。

① 道路

令和 2 年度末の保有施設について、前計画と同様に「試算ソフト」により、令和 3 年度～令和 42 年度の 40 年間に生ずる費用を推計した結果は約 172.0 億円となりますが、現状の維持管理を継続するものとして、1 年あたりの費用を現状の充当額として 40 年間の費用を求めた 35.4 億円を採用します。

従 来 型：40 年間の費用推計結果：172.0 億円＝1 年あたり費用：430.0 百万円
長寿命化型：40 年間の費用推計結果：35.4 億円＝1 年あたり費用：88.5 百万円

② トンネル

鉄筋コンクリート製のトンネルの法定耐用年数は60年とされており、本町の桜山トンネルは平成30年度に整備されていることから、本計画の費用推計範囲においては、健全を保つことが期待されますが、平成30年3月に桜山トンネル長寿命化修繕計画が策定され、平成30年度から令和30年度の31年間の維持費用として0.7億円と設定されており、1年あたり2.3百万円となることから、この値を用いて将来費用とします。

従 来 型：40年間の費用推計結果：0.0億円＝1年あたり費用：0.0百万円 長寿命化型：31年間の費用推計結果：0.7億円＝1年あたり費用：2.3百万円

③ 橋りょう

令和2年度末の保有施設について、前計画と同様に「試算ソフト」により、令和3年度～令和42年度の40年間に生ずる費用を推計した結果は約29.2億円となります。

この推計結果に対して、山田町橋梁長寿命化修繕計画（平成30年3月）において、平成30年度から令和49年度までの50年間の予防保全型の事業費が設定されており、50年間で12.7億円、1年あたり25.4百万円を将来費用とします。

従 来 型：40年間の費用推計結果：29.2億円＝1年あたり費用：73.0百万円 長寿命化型：50年間の費用推計結果：12.7億円＝1年あたり費用：25.4百万円

④ 上水道管路

令和2年度末の保有施設について、前計画と同様に「試算ソフト」により、令和3年度～令和42年度の40年間に生ずる費用を推計した結果は約80.1億円となります。

この推計結果に対して、山田町水道事業経営戦略アセットマネジメント報告書（令和3年3月）において、令和2年度～令和41年度の40年間の事業費が設定されており、40年間で114.7億円、1年あたり286.8百万円を将来費用とします。

従 来 型：40年間の費用推計結果：80.1億円＝1年あたり費用：200.2百万円 長寿命化型：40年間の費用推計結果：114.7億円＝1年あたり費用：286.8百万円
--

⑤ 下水道管路

令和2年度末の保有施設について、前計画と同様に「試算ソフト」により、令和3年度～令和42年度の40年間に生ずる費用を推計した結果は約37.4億円となります。

下水道に関する個別施設は未策定であることから、長寿命化型の費用として同額を計上します。

従 来 型：40年間の費用推計結果：37.4億円＝1年あたり費用：93.4百万円 長寿命化型：40年間の費用推計結果：37.4億円＝1年あたり費用：93.4百万円

(4) 公共施設等の中長期的な経費の見込み

公共施設（建物）及びインフラ資産について試算した結果を併せて、全ての公共施設等における今後の更新等にかかる費用の見込額を、以下のとおりまとめました。

先に求めた充当可能財源は年間約 7.2 億円であるのに対し、将来費用の平均額は 13.6 億円であることから、年間約 6.4 億円不足する結果となりました。

表 3.3.3 公共施設等にかかる中長期的な費用の見込み

類型		推計方法・根拠	将来費用 推計期間	費用 (億円)	1年あたり費用 (百万円/年)
公共施設	行政施設	個別施設計画を基に、長寿命化型で推計	令和3～42年	41.1	102.8
	町民文化系施設	個別施設計画を基に、長寿命化型で推計	令和3～42年	36.0	90.0
	社会教育系施設	個別施設計画を基に、長寿命化型で推計	令和3～42年	26.5	66.3
	スポーツ・レクリエーション施設	個別施設計画を基に、長寿命化型で推計	令和3～42年	33.2	83.1
	保健・福祉施設	個別施設計画を基に、長寿命化型で推計	令和3～42年	6.4	15.9
	学校教育系施設	個別施設計画を基に、長寿命化型で推計	令和3～42年	45.6	113.9
	子育て支援施設	個別施設計画を基に、長寿命化型で推計	令和3～42年	5.8	14.5
	産業系施設	個別施設計画を基に、長寿命化型で推計	令和3～42年	25.9	64.8
	公営住宅	個別施設計画を基に、長寿命化型で推計	令和3～42年	86.2	215.4
	インフラ関連施設	上水道関連 山田町水道事業経営戦略アセットマネジメント報告書	令和2～41年	0.5	1.2
		下水道関連 長寿命化型で推計	令和3～42年	14.4	36.1
	その他の施設	個別施設計画を基に、長寿命化型で推計	令和3～42年	24.9	62.1
合計				346.0	865.0
インフラ資産	道路	本計画で推計・設定	令和3～42年	35.4	88.5
	トンネル	桜山トンネル長寿命化修繕計画	平成30～令和30年	0.7	2.3
	橋梁	山田町橋梁長寿命化修繕計画	平成30～令和49年	12.7	25.4
	上水道管路	山田町水道事業経営戦略アセットマネジメント報告書	令和2～41年	114.7	286.8
	下水道管路	試算ソフトで推計	令和3～42年	37.4	93.4
	合計			200.9	496.3
総計				546.9	1,361.4

※四捨五入処理をしているため、合計が合致しない場合があります。

(5) 対策による費用縮減効果と今後の目標

前計画では、将来費用に対して年間 14.5 億円が不足する計算でしたが、個別施設計画等の検討が進んで施設再編が進められたこと等により、本計画における長寿命化型の推計では不足額が年間 6.4 億円にまで縮減され、約 8.1 億円／年の縮減効果が見られました。

また、令和 2 年度末の保有施設について、前計画と同様に「試算ソフト」により、令和 3 年度～令和 42 年度の 40 年間に生ずる費用を推計した結果では年間 14.8 億円が不足する計算でしたが、長寿命化型の採用によって年間 6.4 億円にまで縮減され、約 8.4 億円／年の縮減効果が見られました。

今後の公共施設マネジメントにおいては、長寿命化型の将来費用である 13.6 億円／年を維持しながら、個別施設計画の精度向上や未策定類型における計画策定などによって、さらなる費用縮減を図り、充当可能財源との収支バランスの改善を図るものとします。

表 3.3.4 費用縮減効果

(百万円／年)

	前計画			本計画					費用縮減効果	
	充当可 能財源	従来型		充当可 能財源	従来型		長寿命化型		対前計画	対従来型
		将来費用	不足額		将来費用	不足額	将来費用	不足額		
公共施設	150.0	1,033.5	883.5	274.5	1,403.3	1,128.8	865.0	590.5	293.0	538.3
インフラ資産	580.0	1,145.0	565.0	447.6	796.6	349.0	496.3	48.7	516.3	300.3
総費用	730.0	2,178.5	1,448.5	722.1	2,199.9	1,477.8	1,361.4	639.3	809.2	838.5

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

本章では、まず、前章までに提示した現状に鑑みて、公共施設等の管理等に係る課題を設定します。次に、その課題の解決に向けた基本方針を提示します。最後に、課題に対する具体的な取組内容を説明します。

1. 公共施設等の管理に係る課題

(1) 公共施設の大規模改修並びに建替え等

本町の公共施設（建物）は、建築後 30 年以上経過した建物が全体の 45.6%あります。今後、多くの施設が大規模改修や建替え時期を迎えることとなり、前計画では将来費用と充当可能財源の乖離額として約 8.8 億円/年の財源不足が見込まれていました。

前計画を策定して以来、個別施設計画を策定するなかで、個別の費用縮減に取り組んできましたが、長寿命化型サイクルでのマネジメントに努めた場合においても、約 5.9 億円/年が不足しており、財源不足の状況を覆すには至っておらず、現在の公共施設の総量を将来にわたって維持並びに管理し続けると、町の財政並びに行政サービスに重大な影響を及ぼす可能性が非常に高いといえます。

したがって、公共施設の総量の縮減を含めた、計画的かつ戦略的な再編成や、長寿命化型のマネジメントサイクルに基づく対策等による、更なる費用縮減などに取り組んでいく必要があります。

さらに、今後、計画的かつ戦略的な公共施設管理を推進するため、各施設所管課で管理している施設情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進する組織体制の構築を検討する必要があります。

(2) 人口減少・少子高齢化社会

本町の人口は、令和 2 年の 14,320 人から令和 22 年には 10,159 人まで減少すると推計されており、人口減少と少子高齢化がさらに進行することが予想されます。

人口構成の変動による町民の施設利用ニーズの変化に対応するため、適正な公共施設の総量、規模及び機能の再編成を検討していく必要があります。

(3) 厳しさを増す財政状況

本町の財政状況は、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少並びに高齢化の進行に伴う扶助費の増加等により、一層厳しくなるものと予想されます。

したがって、限られた財源の中で、効率的な公共施設の維持管理及び運営を行い、施設の機能維持を図っていく必要があります。

2. 公共施設等の管理に係る基本方針

前述の現状認識並びに課題に鑑み、3つの視点（供給量の適正化、既存施設の有効活用並びに効率的な管理及び運営）に立脚し、公共施設等の管理に係る基本方針を設定します。

視点1 供給量の適正化

将来の人口動向や財政状況を踏まえ、施設総量（延床面積）の縮減（廃止及び取壊し等）、公共施設のコンパクト化（複合化・集約化等）により、「供給量の適正化」を図ります。

◆ 供給量の適正化に係る基本方針

施設総量の適正化

施策との整合性並びに住民ニーズ等を踏まえつつ、人口構成の変化、財政状況並びに施設利用状況等を勘案し、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。また、これからは施設を増やす「拡充」ではなく、工夫してサービス向上を図る「縮充」へと意識転換を図ります。

機能の複合化等による効率的な施設の配置

住民サービスを継続する上で廃止できない施設は、施設の立地や利用状況を踏まえながら、機能の複合化や施設の更新等により、効率的な施設配置及びニーズへの対応を検討します。

視点2 既存施設の有効活用

施設の老朽化の状況、利用実態及び利用需要を踏まえ、今後も保有すべき施設については、長寿命化（＝計画的な改修等による品質及び機能の維持又は改善）を推進し、「既存施設の有効活用」を図ります。

◆ 既存施設の有効活用に関する基本方針

予防保全の推進

予防保全の観点から、日常点検及び定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や小規模改修の実施に努めます。

計画的な長寿命化の推進

他市町村における施設の長寿命化に関する事例等の情報収集を行い、計画的な施設の長寿命化に努めます。

バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応

大規模改修や建替え等の際には、段差の解消や設備の更新などにより「だれもが使いやすい施設」となるように努めるものとします。

視点3 効率的な管理及び運営

全庁的な推進体制の確立及び公共施設等の将来の更新費用を平準化するために、情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築並びに民間活力の導入の検討などにより、「効率的な管理及び運営」を推進します。

◆ 効率的な管理及び運営に関する基本方針**維持管理費用等の適正化**

施設の維持管理にかかる費用や利用状況を分析し、維持管理費用や施設利用料等の適正化を図ります。

長期的費用の縮減と平準化

公共施設等の将来の更新費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、財政支出の縮減と平準化を図ります。

民間活力の導入等

指定管理者制度をはじめ民間活力の導入の手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

3. 具体的な取組方策

(1) 点検・診断等の実施方針

①公共施設(建物)

本町の公共施設(建物)は、建築後30年以上経過したものの延床面積が全体の45.6%を占めており、大規模改修又は建替えが必要となりつつあります。また、今後は築30年未満の施設も、大規模改修又は建替えの時期を続々と迎えることになります。

建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防止するためには、施設の点検・診断を実施することが有効ですが、その実施にあたっては、建設時から経過した年月及び建築物の耐震性によって対処方法が異なることが考えられます。

ここでは、建設時期によって公共施設を以下の表のとおり「ア)旧耐震基準」、「イ)新耐震基準(前期)」、「ウ)新耐震基準(後期)」の3段階に分類し、それぞれの分類における点検・診断の実施方針を提示します。

表4.3.1 建築時期による建築物の分類

建築物の分類	要 件
ア) 旧耐震基準	昭和56年以前の旧耐震基準で建築された施設を対象とします。
イ) 新耐震基準(前期)	新耐震基準に適合するものの、建築後15年以上経過した施設を対象とします。
ウ) 新耐震基準(後期)	新耐震基準に適合し、建築後15年以内の施設を対象とします。

ア) 旧耐震基準

旧耐震基準で建築されている公共施設(建物)については、必要に応じて耐震診断を実施し、安全性の確保に努めます。また、既に耐震改修済の施設又は耐震性を有すると判断された施設については、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を行います。

イ) 新耐震基準(前期)

概ね建築後30年が経過する公共施設(建物)(昭和50年代)については、既に大規模改修の実施時期を迎えていることから、施設の劣化状況の把握に努めるとともに情報の一元管理を進め、大規模改修の実施の検討を進めます。

ウ) 新耐震基準(後期)

建築後の経過年数が短く、整備水準が比較的高い公共施設(建物)が多いと想定されることから、長期使用を前提として、日常点検及び定期点検の実施により、施設の劣化状況の把握に努め、建築後15年を目安に劣化調査等の実施を検討します。

②インフラ資産

インフラ資産は住民生活の基盤となる施設であることから、施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」から「予防保全」への転換を図ります。

そのため、定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行うとともに、得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを構築し、継続的に取り組んでいくものとします。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

①公共施設(建物)

施設の維持管理並びに修繕にあたっては、計画的かつ効率的な点検及び修繕による「予防保全」を重視し、施設の長寿命化に努めます。また、施設の長寿命化により、建替え等に係る費用負担の軽減並びに平準化を図ります。

施設の建替えにあたっては、人口動態、住民ニーズ並びに周辺施設の立地状況等を踏まえた上で、機能の複合化や施設の縮減を検討し、適正な施設配置を目指します。また、省エネ対応機器の導入等によるトータルコストの縮減に努めます。

②インフラ資産

インフラ資産は費用対効果を考慮して、新設及び維持補修をバランスよく実施します。また、施設の整備又は更新にあたっては、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

①公共施設(建物)

災害時における避難所等の防災機能を有する公共施設もあることから、日常及び定期点検により施設の劣化状況の把握に努めます。

また、点検の結果、危険性が認められた施設については、計画的な改善又は建替えを実施し、機能の維持並びに安全性の確保を図ります。さらに、老朽化による供用廃止(予定含む)の施設や、利用需要のない施設については、周辺環境への影響を考慮しながら、施設の取壊しや除却を検討します。

②インフラ資産

上述の「点検・診断等の実施方針」を踏まえ、「予防保全」に取組み、各インフラ資産の安全性の確保に努めます。

(4) 耐震化の実施方針

①公共施設(建物)

本町の公共施設(建物)のうち、特定既存耐震不適格建築物で耐震基準を満たさない施設が延床面積比で7.6%あることから、「山田町耐震改修促進計画」に基づき、更新又は耐震改修を計画的に推進します。

②インフラ資産

耐震性を有さない施設については、点検結果に基づき耐震化を推進します。

(5) 長寿命化の実施方針

①公共施設(建物)

他市町村における公共施設の長寿命化への取組について情報収集を行い、効果的な長寿命化手法の導入を図ります。

公共施設(建物)の長寿命化にあたっては、点検・改修などを計画的に行うとともに、内装や設備機器の定期的な交換や、大規模改修の効果的な実施により、耐用年数の延命化を推進します。同時に、施設の機能低下を長期間にわたって抑えていくことで、維持管理費用の抑制並びに平準化を目指します。

供用廃止(予定含む)する公共施設の中でも耐久性の高い施設については、用途変更を検討し、可能な限り長期間使用することを目指します。

②インフラ資産

インフラ資産の長寿命化にあたっては、予防保全によって健全な状態を維持し、長寿命化を図りながらライフサイクルコストの縮減を図ります。

また、既に長寿命化計画を策定済みの橋りょうについては、「山田町橋梁長寿命化修繕計画」の内容を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを図りながら、計画を推進します。

（６）複合化、集約化又は廃止の推進方針

①公共施設(建物)

必要なサービス水準を保ちつつ、施設の空きスペースを活用した機能集約や県・近隣市町村が保有する既存施設の相互利用又は代替サービスの検討などにより、施設の複合化、集約化又は廃止を進め、施設総量のコンパクト化を図るとともに、維持管理経費の縮減を図ります。

また、現在利用していない施設又は将来的な利用が見込まれない施設については、施設の利用状況並びに運営状況等を踏まえ、保有の必要性を検討し、保有総量の縮減を図ります。

②インフラ資産

中長期的な視点から必要な施設の整備を計画的に行います。

（７）総合的かつ計画的な管理を実現するための推進体制

①「山田町公共施設等総合管理計画推進委員会」による計画の推進

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、その対象となる施設が多岐にわたるため、庁内横断的な体制の構築が必要です。そのため、町幹部職員を委員とする「山田町公共施設等総合管理計画推進委員会」及び「同部会」を中心に公共施設等の管理に全庁的に取り組んでいきます。

②民間活力の活用体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していく上で、「運営費の適正化」と「町民サービス水準の維持・向上」を両立させていくことが極めて重要です。

これらを両立するための方策のひとつとして、町の直営施設のうち民間活用による効果が期待できる施設については PPP⁷／PFI⁸の導入等を検討し、民間企業の資金やノウハウを活用して、事業の効率化と行政サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

7 「PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ、又は公民連携)」とは、公民が連携して公共サービスの提供を行う手法のことをいいます。

8 「PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」とは、公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る考え方のことをいいます。

③情報の開示と町民との協働体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、受益者である町民の理解が必要不可欠です。

そのため、町民に本町における公共施設等の状況を認識させるとともに、今後のあり方を考えてもらうため、町の財政状況や公共施設等の保有状況について、ホームページや広報紙等を活用した情報公開に努めます。

また、町民から広く意見を募り、公共施設等の総合的な管理に反映させる仕組みや、町民との協働による公共施設等の維持管理のあり方について検討します。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

ここでは、前章までに提示した公共施設等の現状、課題並びに管理に係る基本方針を踏まえ、施設類型ごとの管理方針を示します。

1. 公共施設の管理に関する基本的な方針について

(1) 行政施設

現状及び課題等
● 公共施設（建物）のうち、延床面積比で 5.7% を占め、庁舎及び消防施設を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 71.0% と多く、最も古い建物では山田町役場（昭和 50 年度建築）が挙げられます。 ● 旧耐震基準（昭和 56 年以前）の建物のうち、耐震性を満たさない施設は 1 施設あり（山田町役場本庁舎）、耐震診断未実施の施設は 1 施設あります（消防団第 7 分団屯所）。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 定期点検による予防保全に努めるとともに、サービス水準を維持するため計画的な維持管理を推進します。 ● 建築年代の古い施設については、点検の強化を図ります。また、耐久性の向上に繋がる修繕を施し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。 ● 老朽化が進むとともに、耐震性に問題のある山田町役場については、施設の更新について検討を行います。

(2) 町民文化系施設

現状及び課題等
● 公共施設（建物）のうち、延床面積比で 6.0% を占め、コミュニティセンターや集落センター等の集会施設を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 61.3% とやや多く、最も古い建物では豊間根生活改善センター（昭和 48 年度建築）が挙げられます。 ● 旧耐震基準（昭和 56 年以前）の建物のうち、耐震診断未実施の施設は 6 施設あります（豊間根生活改善センター、長内コミュニティセンター等）。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 定期点検による予防保全に努めるとともに、サービス水準を維持するため計画的な維持管理を推進します。 ● 施設の管理並びに運営における官民の連携を検討します。 ● 耐震診断の実施が未了又は不明の施設については、耐震診断の実施及び計画的な耐震改修を推進します。 ● 施設の再編については、住民との合意形成を図りながら進めることとします。

(3) 社会教育系施設

現状及び課題等
● 公共施設（建物）のうち、延床面積比で3.9%を占め、中央公民館と鯨と海の科学館、山田町ふれあいセンター、東日本大震災復興山田町埋蔵文化財収蔵庫を保有しています。 ● 築30年以上の施設の割合は、延床面積比で45.0%となっており、中央公民館がやや古い建築年となっています（昭和60年度建築）。 ● 全て新耐震基準（昭和57年以降）の建物で、耐震性を満たさない施設はありません。 ● 鯨と海の科学館は指定管理者により管理・運営されています。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 定期点検による予防保全に努めるとともに、サービス水準を維持するため計画的な維持管理を推進します。 ● 建築年代の古い施設については、点検の強化を図ります。また、耐久性の向上に繋がる修繕を施し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

(4) スポーツ・レクリエーション施設

現状及び課題等
● 公共施設（建物）のうち、延床面積比で5.0%を占め、船越家族旅行村等の観光施設や武徳殿や山田体育館等のスポーツ施設を保有しています。 ● 築30年以上の施設の割合は、延床面積比で82.3%と多く、最も古い建物ではB&G海洋センター体育館（昭和54年度建築）が挙げられます。 ● 旧耐震基準（昭和56年以前）の建物のうち、耐震性を満たさない施設は1施設（武徳殿）です。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 定期点検による予防保全に努めるとともに、サービス水準を維持するため計画的な維持管理を推進します。 ● 町民ニーズを踏まえた適切な施設総量の維持を図ります。 ● 施設の長寿命化にあたっては、利用状況を勘案し適切に実施します。 ● 施設の管理並びに運営における官民の連携を検討します。 ● 特に、船越家族旅行村については海と人の暮らしが調和した本町の伝統的な暮らしや楽しみのあり方を広くアピールするとともに、交流人口を増加させて経済効果を生み出す事を目的として、民間の資本とノウハウの活用を推進します。 ● 耐震改修が必要な施設については、計画的な耐震改修を実施します。

(5) 保健・福祉施設

現状及び課題等
● 公共施設（建物）のうち、延床面積比で 0.8% を占め、保健センター・老人福祉センターを保有しています。 ● 唯一の施設である保健センター・老人福祉センターが昭和 59 年度建築であることから、築 30 年以上の施設の割合は延床面積比で 100.0% と多くなっています。 ● 全て新耐震基準（昭和 57 年以降）の建物で、耐震性を満たさない施設はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 保健センター・老人福祉センターは老朽化が進みつつあることから、更新について検討します。

(6) 学校教育系施設

現状及び課題等
● 公共施設（建物）のうち、延床面積比で 17.2% を占め、小学校や中学校、学校給食センター、教職員住宅等の施設を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 43.8% とやや多く、最も古い建物では山田南小教職員住宅（昭和 45 年度建築）が挙げられます。 ● 旧耐震基準（昭和 56 年以前）の建物のうち、耐震診断未実施の施設は 2 施設（山田南小学校教職員住宅、山田北小学校教職員住宅）です。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 定期点検による予防保全に努めるとともに、サービス水準を維持するため計画的な維持管理を推進します。また、文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」（平成 27 年 4 月）を踏まえ、学校施設長寿命化に取り組めます。 ● 災害時の拠点施設としての機能を維持しつつ、計画的な修繕・更新等を実施します。 ● 児童・生徒数の減少に伴い生じる余裕施設について、広い観点からの有効活用を検討するとともに、将来の児童・生徒数に見合った学校規模となるように、統廃合についても継続的に検討を進めます。

(7) 子育て支援施設

現状及び課題等
● 公共施設（建物）のうち、延床面積比で 1.7%を占め、保育園や幼稚園、児童館等の施設を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 44.4%とやや多く、最も古い建物ではわかば幼稚園（昭和 47 年度建築）が挙げられます。 ● 旧耐震基準（昭和 56 年以前）の建物のうち、耐震診断未実施の施設は 1 施設（わかば幼稚園）です。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 定期点検による予防保全に努めるとともに、サービス水準を維持するため計画的な維持管理を推進します。 ● 町民ニーズを踏まえ、民間事業者への移管又は施設の再編を検討します。 ● 耐震診断の実施が未了又は不明の施設については、耐震診断の実施及び計画的な耐震改修を推進します。 ● 旧さくら幼稚園やわかば幼稚園などの廃止済みの施設は、普通財産として転用や払下げについて検討を行います。

(8) 産業系施設

現状及び課題等
● 公共施設（建物）のうち、延床面積比で 7.2%を占め、震災復興に伴い整備された工業団地や堆肥センター、ミニライスセンター等の施設を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設は無く、全て平成 16 年度以降の建築です。 ● 全て新耐震基準（昭和 57 年以降）の建物で、耐震性を満たさない施設はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 定期点検による予防保全に努めるとともに、サービス水準を維持するため計画的な維持管理を推進します。 ● 震災復興の過程で整備されてきた施設については、より適切な管理者への移管・払い下げなどを検討し、公共施設の総量を縮減します。

(9) 公営住宅

現状及び課題等
● 公共施設（建物）のうち、延床面積比で 28.1%を占め、震災復興の過程で精力的に整備が進められたことから、高台に整備された団地等の施設を大量に保有しています。 ● 築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 14.3%であり、最も古い建物では関谷庶民住宅（昭和 39 年度建築）が挙げられます。 ● 旧耐震基準（昭和 56 年以前）の建物のうち、耐震性を満たさない施設はありません。

町の基本方針・将来の施設利用検討
● 「山田町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、町営住宅の計画的な維持管理を推進します。 ● 必要な修繕・改善の複合的な実施とあわせて、建物の仕様変更による耐久性の向上や修繕周期の延長などにより、ライフサイクルコストの縮減を図ります。 ● 定期点検及び日常点検を実施することにより、建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに、修繕・改善の効率的な実施を図ります。

(10) インフラ関連施設（建屋）

現状及び課題等
● 公共施設（建物）のうち、延床面積比で 2.7%を占め、浄水場や終末処理場、ポンプ場等の施設を保有しています。 ● 旧耐震基準（昭和 56 年以前）の建物のうち、耐震性を満たさない、または耐震診断未実施の施設は 3 施設（四十八坂ポンプ場、長林ポンプ場、富士飲料水供給施設）です。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 定期点検による予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータ整備や情報管理の充実を図ります。これにより、計画的な修繕並びに更新を実施し、サービス水準を維持しつつ、効率的な運用を推進します。 ● 上水道事業、下水道事業は、事業経営の安定化を図るために健全な経営に努めるとともに、必要に応じて使用料の見直しなどを進めて、持続可能なインフラとなるように努めます。

(11) その他の施設

現状及び課題等
● 公共施設（建物）のうち、延床面積比で 21.9%を占め、公衆便所や斎苑、普通財産（用途を廃止した施設の建物）を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 85.8%と多く、最も古い建物では旧岩手県立山田病院（昭和 39 年度建築）が挙げられます。 ● 旧耐震基準（昭和 56 年以前）の建物のうち、耐震性を満たさない、または耐震診断未実施の施設は 6 施設（旧岩手県立山田病院、旧山田高校体育館等）です。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 定期点検による予防保全に努めるとともに、サービス水準を維持するため計画的な維持管理を推進します。 ● 施設の管理並びに運営における官民の連携を検討します。 ● 町民ニーズを踏まえ、施設の再編を検討します。

2. インフラ資産の管理に関する基本的な方針について

(1) 道路

現状及び課題等
● 道路舗装は、新規整備を含め、予算措置を考慮した計画的な更新が課題です。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 事後における補修から、予防保全型維持管理に転換し、維持管理並びに更新費用の平準化に努めます。
● 道路については、道路路面調査等による効率的かつ効果的な修繕並びに更新により、健全な道路環境を維持します。

(2) トンネル

現状及び課題等
● 桜山トンネルが平成30年に建設されており、建設後間もないことから、健全な状態で維持されていますが、定期的な点検に基づく計画的な維持管理が課題です。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● トンネルについては、「桜山トンネル長寿命化修繕計画」に基づき、定期的な点検や修繕を実施します。

(3) 橋りょう

現状及び課題等
● 橋りょうは一般道路、農道、林道を合わせると、整備後40～49年を経過する橋りょうが面積比25%と年代的には最も多い状況です。また、30年以上の橋りょうは69.4%を占めており、老朽化が進行しています。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 事後における補修から、予防保全型維持管理に転換し、維持管理並びに更新費用の平準化に努めます。
● 橋りょうについては、「山田町橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、定期的な点検や修繕を実施します。

(4) 上水道施設（管路）

現状及び課題等
● 上水道は、管径 50～75mm以下の配水管が 30.8%を占めており、次いで管径 75～100mm以下の配水管が 16.0%、管径 125～150mm以下の配水管が 15.8%、を占めており、この3種の口径で半数以上の割合を占めています。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 定期点検による予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータ整備や情報管理の充実を図ります。これにより、計画的な修繕並びに更新を実施し、安定的な給水並びに安全な水質の確保を実現します。 ● 「水道事業アセットマネジメント」に基づき、定期的な点検や修繕を実施します。 ● 上水道施設の管理に携わる技術職員の知識及び技術を継承し、より効率的な管理体制の構築に努めます。

(5) 下水道施設（管路）

現状及び課題等
● 下水道の管路は、管布設後 10 年未満の管路が 7.4%、布設後 10～19 年の管路が 23.5%、布設後 20～29 年の管路が 69.1%という構成となっています。法定耐用年数 50 年を経過する管路および布設後 30 年以上を経過する管路はありません。 ● 布設後 20～29 年の管路は、20 年から 30 年後に更新時期を迎えます。この年代の管路は 7 割近くを占めるため、30 年から 40 年後に集中的に更新費用がかかることが予想されます。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● （公社）日本下水道協会の「下水道維持管理指針（平成 26 年 9 月）」に基づき、適切な点検及び診断による予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータ整備や情報管理の充実を図ります。これにより、計画的な修繕並びに更新を実施し、サービス水準の維持に努めます。 ● 下水道施設の管理に携わる技術職員の知識及び技術を継承し、より効率的な管理体制の構築に努めます。

第6章 推進体制

1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方

現在、公共施設等の情報管理は、当該施設の管理運営を担う各課が行っています。今後、計画的かつ戦略的な公共施設等の管理を推進する上では、情報を一元管理し、より効率的な管理及び運営を推進する必要があります。

また、公共施設マネジメントの推進については、「山田町公共施設等総合管理計画推進委員会」及び「同部会」により、全庁的に取組みます。

2. フォローアップの実施方針

本計画のフォローアップを以下の手順で実施することで、計画の実施過程で洗い出された課題等に基づき定期的に計画を見直しながら、公共施設マネジメントに取り組めます。

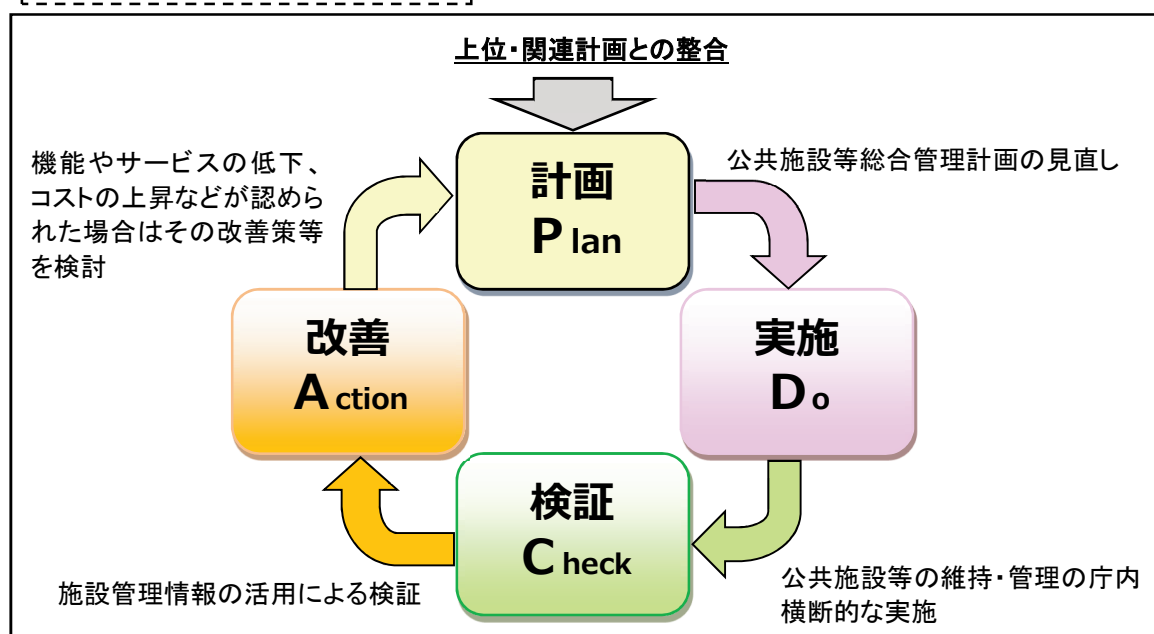
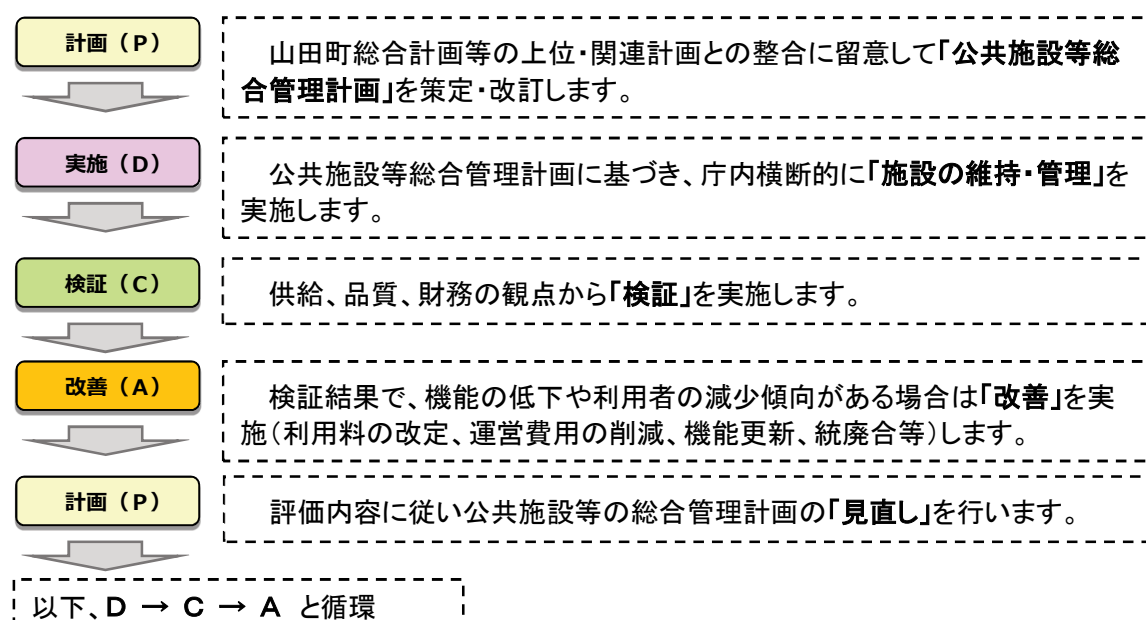


図 6.2.1 フォローアップの実施方針のイメージ

**山田町公共施設等総合管理計画
改訂版**

第 1 回改訂 令和 4 年 3 月
(当 初 策 定 平成 29 年 3 月)

【この計画に関するお問合せ先】

山田町政策企画課

電 話 : 0193-82-3111

F A X : 0193-82-4989